

宮津市公報

平成27年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

1 宮津市室設置条例の一部を改正する条例	1
2 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
3 老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	2
4 宮津市天橋立ユース・ホテル条例の一部を改正する条例	3
5 宮津市行政手続条例の一部を改正する条例	3
6 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
7 宮津市ターミナルセンター条例の一部を改正する条例	5
8 宮津市観光交流センター条例	5
9 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
10 宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例	7
11 宮津市看護師等修学資金の貸与に関する条例	8
12 宮津市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	9
13 宮津市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例	9
14 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例	10
15 宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	14
16 宮津市保育所条例の一部を改正する条例	14
17 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	14
18 保育の実施に関する条例を廃止する条例	15
19 宮津市手数料条例の一部を改正する条例	15
20 世屋高原家族旅行村条例の一部を改正する条例	16
21 宮津市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	16
22 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	16
23 宮津市立小学校条例の一部を改正する条例	17
24 宮津市社会教育活用施設条例の一部を改正する条例	17
25 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	17
26 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例	18
27 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	18
28 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	22
29 ふるさと宮津を守り育てる条例	22

規 則

1 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	23
2 宮津市長の職務を代理する職員に関する規則等の一部を改正する規則	26
3 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	27
4 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	27
5 宮津市財務規則の一部を改正する規則	27
6 宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則	27
7 宮津市保育所条例施行規則	29
8 保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則	30

9 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則を廃止する規則 31
 10 助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則 31
 11 宮津市看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則 33
 12 老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則 35
 13 宮津市ターミナルセンター条例施行規則の一部を改正する規則 36
 14 宮津市分収林設置条例施行規則の一部を改正する規則 36
 15 宮津市海洋釣り場条例施行規則の一部を改正する規則 36
 16 宮津市観光交流センター条例施行規則 37
 17 宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則 38

告 示

14 国民健康保険被保険者証の無効 38
 15 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 39
 16 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 39
 17 宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱等の一部を改正する要綱 39
 18 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 40
 19 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 40
 20 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 40
 21 宮津会館の利用料金の承認 41
 22 宮津運動公園の利用料金の承認 44
 23 宮津市福祉センターの利用料金の承認 45
 24 宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金の承認 45
 25 宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金の承認 46
 26 宮津市林業振興センターの利用料金の承認 47
 27 宮津市海洋釣り場の利用料金の承認 47
 28 世屋高原家族旅行村の利用料金の承認 48
 29 宮津市大江山スキー場リフトの利用料金の承認 48
 30 宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金の承認 49
 31 宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱 49
 32 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱 49
 33 宮津市離職者緊急特別措置事業住宅手当支給要綱を廃止する要綱 50
 34 宮津市地域福祉計画策定委員会設置要綱 50
 35 宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱 51
 36 宮津市配偶者からの暴力被害者緊急一時避難支援事業実施要綱 55
 37 宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱 56
 38 宮津市休日保育事業実施要綱を廃止する要綱 56
 39 宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱 57
 40 宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱 57
 41 宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱 58
 42 宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱 58
 43 宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 59
 44 宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱 59
 45 宮津市難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱 59
 46 宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱 60
 47 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 60
 48 宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部を改正する要綱 63
 49 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する
 要綱 63
 50 宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 63
 51 宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部を改正する要綱 63
 52 宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱 64

53 つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱	64
54 宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	64
55 宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱	65
56 宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱	65
57 宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	65
58 宮津市大規模建築物耐震化緊急対策事業補助金交付要綱	67
59 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	69
60 固定資産の価格等の登録	69
61 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	69
62 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	70
63 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	71
64 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	72
65 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	73
66 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	74
67 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	75
68 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	76
69 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	77
70 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約	78
71 宮津市公印の廃止	78
72 宮津市公印の調整	78
73 宮津市公印の調整	79
74 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	79
75 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	79
76 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	79
77 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務委託	80
78 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	80
79 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	80
80 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	80
81 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	80
82 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	81
83 宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	81
84 宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	81
85 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	81
86 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示の一部を改正する告示	81
87 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	83
88 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更	83
89 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更	84

訓 令

1 宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程	84
2 宮津市職員の職名に関する規程の一部を改正する規程	86
3 宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程の一部を改正する規程	86
4 宮津市理事者会議設置要綱及び宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱	86
5 宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領	86

公 告

8 平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験の合格者	87
9 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	87
10 公示送達	87
11 消防訓練におけるサイレンの吹鳴	88

水 道 企 業

《 告 示 》

1 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	88
2 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	88
3 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	88

《 規 程 》

1 宮津市水道事業処務規程の一部を改正する規程	89
2 宮津市水道事業囑託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部を改正する規程	89

議 会

《 規 程 》

1 宮津市議会議務局規程の一部を改正する規程	89
------------------------	----

教 育 委 員 会

《 規 則 》

1 宮津市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則	90
2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	90
3 宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則	92
4 宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則	92

《 告 示 》

4 宮津市教育委員会臨時会の招集	93
5 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	93
6 宮津市教育委員会定例会の招集	94
7 宮津市民体育館の利用料金の承認	94
8 みやづ歴史の館の利用料金の承認	95
9 宮津市中央公民館の利用料金の承認	99
10 重要文化財旧三上家住宅の利用料金の承認	101

《 訓 令 》

1 教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を総括室長に専決させる事務を定める規程教育委員会議決規程	102
2 宮津市教育委員会議務局事務分掌規程の一部を改正する規程	102
3 教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する規程	103
4 宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程	103

選挙管理委員会**《告 示》**

- 6 選挙人名簿に登録した者の縦覧 104
- 7 京都府議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者
届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 104
- 8 宮津市農業委員会の選挙された委員の解任の請求に要する農業委員会委員の選挙権を有す
る者の2分の1の数 104
- 9 平成26年度選挙人名簿抄本閲覧状況 104

公平委員会**《規 則》**

- 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 105

監査委員**《監査公表》**

- 77 定期監査結果の公表 105

農業委員会**《告 示》**

- 4 宮津市農業委員会臨時総会の招集 111

条 例

宮津市室設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 1 号

宮津市室設置条例の一部を改正する条例

宮津市室設置条例（平成18年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企画総務室」を「総務室」に、「健康福祉室」を「健康福祉室
観光まちづくり推進室」に改める。

第 2 条企画総務室の項及び自立循環型経済社会推進室の項を次のように改める。

総務室

- (1) 市政の総合的な調整に関すること。
- (2) 法規及び文書に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 広報広聴及び国際交流に関すること。
- (5) 人権政策に関すること。
- (6) 消防及び防災に関すること。

自立循環型経済社会推進室

- (1) 市の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 自立循環型経済社会構築の推進に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。
- (4) 定住促進に関すること。
- (5) 環境政策に関すること。

第 2 条市民室の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 2 条健康福祉室の項の次に次の項を加える。

観光まちづくり推進室

- (1) 観光振興に関すること。
- (2) 観光まちづくりの推進に関すること。
- (3) 中心市街地の活性化に関すること。

第 2 条産業振興室の項中第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「及び観光」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 産業起こし及び企業立地に関すること。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1 日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 2 号

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表第100号中「第48号」を「第50号」に改め、同号を同表第102号とし、同表中第97号から第99号までを 2 号ずつ繰り下げる。

附則第 3 項の表第96号中「59,300円」を「62,200円」に改め、同号を同表第98号とし、同表中第93号から第95号までを 2 号ずつ繰り下げる。

附則第 3 項の表第 92 号中「英語指導助手」を「招致外国青年」に改め、同号を同表第 94 号とし、同表中第 31 号から第 91 号までを 2 号ずつ繰り下げる。

附則第 3 項の表第 30 号の次に次の 2 号を加える。

(31) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同 18,000 円
(32) 同委員	同 13,500 円又は 6,750 円

附則第 3 項の表備考 1 中「第 73 号から第 99 号まで」を「第 75 号から第 101 号まで」に改め、同表備考 2 中「第 58 号、第 73 号から第 95 号まで及び第 97 号から第 99 号まで」を「第 60 号、第 75 号から第 97 号まで及び第 99 号から第 101 号まで」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「第 92 号」を「第 94 号」に、「英語指導助手」を「招致外国青年」に改める。

別表第 100 号中「第 48 号」を「第 50 号」に改め、同号を同表第 102 号とし、同表中第 97 号から第 99 号までを 2 号ずつ繰り下げる。

別表第 96 号中「59,300 円」を「62,200 円」に改め、同号を同表第 98 号とし、同表中第 93 号から第 95 号までを 2 号ずつ繰り下げる。

別表第 92 号中「英語指導助手」を「招致外国青年」に改め、同号を同表第 94 号とし、同表中第 31 号から第 91 号までを 2 号ずつ繰り下げる。

別表第 30 号の次に次の 2 号を加える。

(31) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同 20,000 円
(32) 同委員	同 15,000 円又は 7,500 円

別表備考 1 中「第 73 号から第 99 号まで」を「第 75 号から第 101 号まで」に改め、同表備考 2 中「第 58 号、第 73 号から第 95 号まで及び第 97 号から第 99 号まで」を「第 60 号、第 75 号から第 97 号まで及び第 99 号から第 101 号まで」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「第 92 号」を「第 94 号」に、「英語指導助手」を「招致外国青年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項の表の改正規定（「59,300 円」を「62,200 円」に改める部分及び「英語指導助手」を「招致外国青年」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定（「59,300 円」を「62,200 円」に改める部分及び「英語指導助手」を「招致外国青年」に改める部分に限る。）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 16 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 3 号

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

老人医療費の支給に関する条例（昭和 48 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「いずれかに」を「いずれにも」に、「健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他規則で定める社会保険に関する法令」を「法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法」に改め、「適用した場合」の次に「（この場合において、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」と読み替えるものとする。以下同じ。）」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 前年（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る老人医療費については、前々年とする。以下同じ。）の所得税を課されていない者（所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）

第 1 条の規定による改正前の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項及び第 84 条第 1 項の規定を適用したならば所得税が課されない者を含む。次号において同じ。）

(2) その属する世帯の生計を主として維持する者が前年の所得税を課されていない者
第 2 条第 2 項中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 3 条中「は、健康保険法」の次に「（大正 11 年法律第 70 号）」を加える。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の老人医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る老人医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 昭和25年8月1日以前に生まれた者で改正前の第2条第1項（第1号、第2号及び第3号に限る。）の規定に該当するものは、新条例第2条第1項の規定に該当する者とみなす。

* * *

宮津市天橋立ユース・ホステル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第4号

宮津市天橋立ユース・ホステル条例の一部を改正する条例

宮津市天橋立ユース・ホステル条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 4 定員に満たずに室を貸し切る場合は、この表により計算した額に、3,200円に当該室の定員に満たない者の数を乗じて得た額を加算する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第5号

宮津市行政手続条例の一部を改正する条例

宮津市行政手続条例（平成8年条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、「第5章 届出（第36条）」を

「第5章 処分等の求め（第37条）」に改める。

第6章 届出（第38条）」

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第4条、第13条、第14条、第15条、第22条第3項及び第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を第38条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

- 第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（宮津市の条例並びに京都府の事務処理の特例に関する条例及び京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例をいう。以下同じ。）に置かれているものに限る。以下同じ。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。
- 第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(宮津市市税条例の一部改正)
- 2 宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第6号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

別表第5一般事務補助員の項中「6,120円」を「6,300円」に改め、同表中

保育士	日額	6,300円	を
保育士(早朝保育等)	時間額	1,016円	
放課後児童クラブ指導員	日額	6,120円	
介護福祉士	同	6,500円	
看護師	同	6,500円	

保育士	日額	6,500円
保育士(早朝保育等)	時間額	1,048円

放課後児童クラブ指導員	日額	6,300円
介護福祉士	同	6,700円
看護師	同	6,700円

に、

「

栄養士	日額	6,500円
保健師	同	6,800円

を

「

栄養士	日額	6,700円
保健師	同	7,000円

に、

「

養護師	日額	6,300円
用務員	同	6,200円
給食調理員	同	6,200円
幼稚園教諭	同	6,300円

を

「

養護師	日額	6,500円
用務員	同	6,400円
給食調理員	同	6,400円
幼稚園教諭	同	6,500円

に改め、

」

同表埋蔵文化財整理作業員の項中「6,120円」を「6,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市ターミナルセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第7号

宮津市ターミナルセンター条例の一部を改正する条例

宮津市ターミナルセンター条例（平成2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北近畿タンゴ鉄道」を「公共交通機関」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市観光交流センター条例をここに公布する。

平成27年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第8号

宮津市観光交流センター条例

（設置）

第1条 観光振興に資する情報を発信するとともに、住民と来訪者との交流の場を創出し、本市の観光振興及び地域の活性化を図るため、宮津市観光交流センター（以下「センター」という。）を宮津市字浜町3007番地に設置する。

（施設の構成等）

第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 観光案内所

- (2) 多目的広場
- (3) 屋外駐車場
- (4) 立体駐車場

2 センターの供用時間は、規則で定める。

(使用の許可)

第3条 多目的広場を占有して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可（以下「使用の許可」という。）に際し条件を付すことができる。

3 市長は、第1項に規定する使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(許可の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第5条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 使用料は、市長が発行する納入通知書により指定された期限までに使用料を納入しなければならない。

(立体駐車場等)

第6条 立体駐車場を使用できる自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車とする。

2 立体駐車場に自動車を駐車させる者は、別表第2に定める駐車料金を納付しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

4 屋外駐車場は、無料とする。

(行為の禁止)

第7条 センターにおいては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の必要があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 風紀を乱し、又は他の使用者等に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (2) センターを損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 指定された場所以外ではり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) ごみその他の汚物を所定の場所以外に捨てること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用及び管理に支障がある行為をすること。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第9条 センターを利用する者（使用者を含む。以下同じ。）は、センター内の規律を守り、この条例、規則その他市長の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第 1 0 条 センターを利用する者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項(同項第 1 号に係る部分に限る。)の規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(宮津市ぶらりんぐセンター条例及び宮津市浜町立体駐車場条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宮津市ぶらりんぐセンター条例(平成17年条例第47号)

(2) 宮津市浜町立体駐車場条例(平成26年条例第19号)

別表第 1 (第 5 条関係)

多目的広場を占有して使用する場合の使用料

区分		単位	金額
多目的広場	興行、露店商等	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	100円
	集会、展示会その他これらに類する行為	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	40円

備考

1 使用面積を算定する場合において 1 平方メートル未満の端数を生じたときは、これを 1 平方メートルに切り上げるものとする。

2 付属設備の使用については、別に市長が定める基準に基づき使用料を徴収する。

別表第 2 (第 6 条関係)

立体駐車場駐車料金

金額 (駐車 1 回 1 台につき)		納付方法
5 時間以内	無料	出場の際に納付するものとする。
5 時間を超える 1 時間までごとに	100円	
午前 0 時までごとの限度額	500円	

備考 午前 0 時を経過しての継続利用にあつては、午前 0 時に達した時点で出庫及び入庫があつたものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。

* * *

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 9 号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例(昭和34年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第72条の 4 」を「第72条の 5 」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第10号

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、宮津市における介護福祉士の業務に従事しようとする者に対し、修学に要する

資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、本市における介護福祉士を確保することを目的とする。

（貸与の対象及び方法）

第 2 条 市長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第 1 号から第 3 号までの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設に在学する者であって、当該学校又は養成施設を卒業した後本市に住所を有し、介護福祉士として市内事業所で介護福祉士の業務に従事する意思を有する者として市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

（返還の免除）

第 3 条 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 修学資金の貸与を受けた者が、当該学校又は養成施設を卒業した日後の最初の 4 月 1 日から 1 年を経過する日までに介護福祉士の登録を受け、かつ、本市に住所を有し、直ちに市内事業所で介護福祉士の業務に従事し、引き続き 3 年間介護福祉士の業務に従事した場合
 - (2) 修学資金の貸与を受けた者が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護福祉士の業務を継続することができなくなった場合
- 2 疾病、負傷その他規則で定める事由により介護福祉士の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、規則で定める。
- 3 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなった場合
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合

（委任）

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市看護師等修学資金の貸与に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第11号

宮津市看護師等修学資金の貸与に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、京都府立医科大学附属北部医療センターその他規則で定める市内の医療機関（以下「地域医療機関」という。）における助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、地域医療機関の看護師等を確保し、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

（貸与の対象及び方法）

第 2 条 市長は、次に掲げる施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって、地域医療機関における看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者として市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第 2 号の規定により都道府県知事が指定した助産師養成所
- (2) 法第21条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第 2 号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第 3 号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所

（返還の免除）

第 3 条 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 修学資金の貸与を受けた者が、当該養成施設を卒業した日後の最初の 4 月 1 日から 1 年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに当該地域医療機関における看護師等の業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間看護師等の業務に従事した場合
- (2) 修学資金の貸与を受けた者が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、

- 又は業務に起因する心身の故障のため看護師等の業務を継続することができなくなった場合
- 2 疾病、負傷その他規則で定める事由により看護師等の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、規則で定める。
- 3 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなった場合
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合
(委任)
- 第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第12号

宮津市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(包括的支援事業の実施に関する基準)

第3条 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66に定める基準とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第13号

宮津市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援(以下「指定介護予防支援等」という。)の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人(宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第3号イ及びエに掲げる者を除く。)とする。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。)に定める基準(次条に規定する記録の保存期間に係る基準を除く。)とする。

(記録の保存期間)

第 5 条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者は、省令第 28 条第 2 項各号に掲げる記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条に規定する記録であって、平成 25 年 3 月 31 日までに完結したものについては、同条の規定にかかわらず、その保存期間は 2 年間とする。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例をここに公布する。
平成 27 年 3 月 30 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 14 号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第 6 条第 1 項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者が負担する費用（以下「利用者負担」という。以下同じ。）及び一時預かり事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）の利用に要する費用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担の額)

第 3 条 利用者負担として、法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号又は第 30 条第 2 項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額又は法附則第 6 条第 4 項の特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、別表第 1 のとおりとする。ただし、利用者負担の額が、法第 27 条第 3 項第 1 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 1 号又は第 30 条第 2 項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額を利用者負担の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設等を利用する子どもが、その支給認定保護者（別表第 1 の 1 の項の表第 2 階層から第 4 階層まで又は別表第 1 の 2 の項の表 B 階層から D 9 階層までのいずれかの階層に認定されている世帯に限る。）の 18 歳未満の子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもから 3 人目以降に該当する場合は、その利用者負担の額は、無料とする。

(利用者負担の徴収)

第 4 条 市長は、市立幼稚園（宮津市立幼稚園設置条例（昭和 49 年条例第 28 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び市立保育所（宮津市保育所条例（昭和 33 年条例第 3 号）第 1 条に規定する保育所をいう。）において教育又は保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、利用者負担として前条に定める額を徴収するものとする。

2 市長は、法附則第 6 条第 4 項の規定により、特定保育所で保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、利用者負担として前条に定める額を徴収するものとする。

(預かり保育料の徴収)

第 5 条 市長は、市立幼稚園において一時預かり事業を利用した保護者（以下「一時預かり事業利用保護者」という。）から別表第 2 に掲げる一時預かり保育料（以下「預かり保育料」という。）を徴収するものとする。

(利用者負担の額の決定)

第 6 条 市長は、利用者負担の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者又は扶養義務者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等（特定保育所を除く。）に通知するものとする。

(利用者負担等の納期限)

第 7 条 市長が徴収する毎月分の利用者負担の納期限は、教育又は保育を受けた月の末日（12 月にあ

っては28日、月の中途において入所した場合は別に市長が指定する日とする。)とする。ただし、その期限が宮津市の休日を定める条例(平成3年条例第4号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなす。

2 預かり保育料の納期限は、市長が別に指定する。

(利用者負担等の減免)

第8条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者及び一時預かり事業利用保護者が災害その他の理由により利用者負担又は預かり保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減免することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(宮津市立幼稚園保育料条例の廃止)

2 宮津市立幼稚園保育料条例(昭和44年条例第14号)は、廃止する。

(平成27年度における利用者負担の額の特例)

3 別表第1の1の項の表第3階層に認定された世帯のうち所得割の額が10,000円以下の世帯の平成27年度における同表の適用については、所得割の額が5,000円以下の世帯にあっては同表中「8,500円」とあるのは「7,300円」と、所得割の額が5,000円を超え10,000円以下の世帯にあっては同表中「8,500円」とあるのは「8,000円」と読み替えるものとする。

4 平成27年4月分から8月分までの利用者負担(保育所保育料に限る。)の額として第3条第1項の規定により算出した額が、平成26年度分における保育所保育料の徴収基準に基づいて算出した額以上となる場合は、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める利用者負担の額とすることができる。

別表第1(第3条関係)

1 特定教育・保育(教育に限る。)特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育又は特例保育(教育標準時間認定を受けた子どもに限る。)を受けた場合における利用者負担の額(幼稚園保育料)

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の額(月額)
階層区分	定 義	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	3,000円
3	第1階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下
4		77,101円以上 211,200円以下
5		211,201円以上
		8,500円

備考

1 この表における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)をいう。この均等割及び所得割において同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表における市町村民税は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税を、

9月分から翌年3月分までにあつては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。

3 子どもの属する世帯がこの表による第2階層又は第3階層に認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担の額（月額）
2	0円
3	7,500円

4 同一世帯において小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。以下同じ。）情緒障害児短期治療施設通所部（児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。以下同じ。）に入所し、又は児童発達支援（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額（備考3の規定に該当する場合は、備考3の表の利用者負担の額の欄に掲げる額）の半額、3人目以降については無料とする。

2 特定教育・保育（保育に限る。）特定利用地域型保育又は特例保育（保育認定子どもに限る。）を受けた場合における利用者負担の額（保育所保育料）

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満の子どもの場合	3歳の子どもの場合	4歳以上の子どもの場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	5,000円	4,400円	4,400円
C	A階層を除き、市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯	7,700円	7,400円	7,400円
D1	A階層を除き、	24,300円未満	10,400円	10,400円
D2	24,300円以上48,600円未満			
D3	市町村民税課税世帯であつて、			
D4	48,600円以上53,300円未満			
D5	その所得割の額			
D6	53,300円以上67,800円未満			
D5	67,800円以上82,300円未満	17,100円	17,100円	17,100円
D6	82,300円以上97,000円未満	21,600円	21,600円	21,600円

D7	97,000円以上121,000円未満	25,300 円	25,300 円	23,600 円
D8	121,000円以上145,000円未満	29,100 円	29,100 円	25,600 円
D9	145,000円以上169,000円未満	32,500 円	29,900 円	27,000 円
D10	169,000円以上235,000円未満	36,700 円	30,300 円	27,200 円
D11	235,000円以上301,000円未満	40,900 円	30,700 円	27,400 円
D12	301,000円以上	41,800 円	31,200 円	27,800 円

備考

- 1 この表における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。この均等割及び所得割において同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表における市町村民税は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税を、9月分から翌年3月分までにあつては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。
- 3 子どもの属する世帯がこの表によるB階層からD2階層までに認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 「療育手帳制度について」に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層 区分	利用者負担の額(月額)		
	3歳未満の子どもの場合	3歳の子どもの場合	4歳以上の子どもの場合
B	0 円	0 円	0 円
C	6,700 円	6,400 円	6,400 円
D1	9,400 円	9,400 円	9,400 円
D2	11,600 円	11,600 円	11,600 円

- 4 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額（備考3の規定に該当する場合は、備考3の表の利用者負担の額の欄に掲げる額）の半額、3人目以降については無料とする。

別表第2（第5条関係）

市立幼稚園における預かり保育料

利用区分	預かり保育料
1日につき	600円

備考 子どもの属する世帯が別表第1の1の項の表による第1階層に認定された世帯におけるこの表の適用については、無料とする。

* * *

宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例をここに公布する。
平成27年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第15号

宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律65号。以下「法」という。)第87条の規定に基づき、過料を科することについて必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第16号

宮津市保育所条例の一部を改正する条例

宮津市保育所条例(昭和33年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「保育する」を「日々保護者の下から通わせて保育を行う」に改める。

第5条を次のように改める。

(開所時間等)

第5条 保育所の開所時間及び休所日は、規則で定める。

第6条を削る。

第7条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「29,150円」を「33,580円」に改め、同条第2号中「32,390円」を「52,230円」に改め、同条第3号中「48,580円」を「55,960円」に改め、同条第4号中「64,770円」を「63,420円」に改め、同条第10号中「132,770円」を「167,860円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第9号中「123,060円」を「164,130円」に改め、同号ア中「500万円以上650万円未満」を「650万円以上800万円未満」

に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 141,750円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 152,940円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

第3条第8号中「116,580円」を「130,560円」に改め、同号ア中「350万円以上500万円未満」を「290万円以上400万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第11号イ若しくは第12号イ」を加え、同号を同条第9号とし、同条第7号中「103,630円」を「126,830円」に改め、同号ア中「350万円」を「290万円」に改め、同号イ中「第9号イ」を「第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「84,200円」を「100,720円」に改め、同号イ中「第8号イ若しくは第9号イ」を「第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「74,480円」を「89,530円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 74,610円

第5条第3項中「口若しくは八」を「口若しくは二」に、「若しくは第4号口又はこの条例第3条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」を「、第4号口若しくは第5号口又はこの条例第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第3条第1号から第9号まで」を「第3条第1号から第12号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第11条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条及び第5条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

* * *

保育の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第18号

保育の実施に関する条例を廃止する条例

保育の実施に関する条例(昭和62年条例第10号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第19号

宮津市手数料条例の一部を改正する条例

宮津市手数料条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第11号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 5月29日から施行する。

* * *

世屋高原家族旅行村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第20号

世屋高原家族旅行村条例の一部を改正する条例

世屋高原家族旅行村条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設利用料金の上限の額の項の表中

キャンプ場	一般 1人1泊につき	300円	を
	小・中学生 1人1泊につき	150円	

キャンプ場	1区画 1泊につき	1,500円	に改める。
-------	-----------	--------	-------

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年 3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第21号

宮津市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、宮津市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか教育委員会が定める場合

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び宮津市教育委員会の

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第22号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 削除	削除
(2) 教育委員会の委員	月額 64,800円

別表第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 削除	削除
(2) 教育委員会の委員	月額 72,000円

第 2 条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項の規定に基づき」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
（宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の別表及び附則第 3 項の表の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の別表及び附則第 3 項の表の規定は、なおその効力を有する。

* * *

宮津市立小学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第23号

宮津市立小学校条例の一部を改正する条例
宮津市立小学校条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第 1 条の表上宮津小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市社会教育活用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第24号

宮津市社会教育活用施設条例の一部を改正する条例
宮津市社会教育活用施設条例（平成25年条例第25号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表に次のように加える。

上宮津地区社会教育活用施設	宮津市字小田235番地	屋内運動場、屋外運動場
---------------	-------------	-------------

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第25号

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削る。

附則に次の1項を加える。

- 14 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、議長の議員報酬は月額387,000円とし、副議長の議員報酬は月額333,000円とし、議員の議員報酬は月額315,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第26号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企画総務室」を「総務室」に改め、同項第2号中「健康福祉室」の次に「観光まちづくり推進室」を加える。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第21条（「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める部分に限る。）の規定は適用せず、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

* * *

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第27号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

（宮津市市税条例の一部改正）

- 第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項の表第1号才中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第51条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第53条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第58条の3及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第131条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第6条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第6条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第35条の6第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第37条の2第4項の規定による申告書の提出(第37条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び第5項において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第6条の3第5項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の3に次の1項を加える。

8 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第8条(見出しを含む。)及び第9条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第12条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 1 2 条 法附則第30条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

第84条第 2 号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第84条第 2 号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第84条第 2 号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条（見出しを含む。）、第17条（見出しを含む。）及び第17条の 2 の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第18条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

（宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中宮津市市税条例附則第12条の改正規定を次のように改める。

附則第12条第 3 項中「附則第30条第 3 項第 1 号」を「附則第30条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第30条第 2 項第 1 号」を「附則第30条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第30条第 1 項第 1 号」を「附則第30条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第30条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第84条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第2号中「第84条の改正規定」を「第84条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第1項及び」を「第55条第1項及び第84条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）、「同号イ並びに同条第3号の改正規定並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第84条」を「第84条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第84条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中宮津市市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第2号及び第3号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第6条第1項から第4項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第6条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 3 新条例附則第6条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第6条の3第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第6条の3第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第6条の3第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第12条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について

適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第28号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第23条中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

ふるさと宮津を守り育てる条例をここに公布する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第29号

ふるさと宮津を守り育てる条例

（目的）

第1条 この条例は、日本三景天橋立に代表される美しい自然と悠久の歴史にはぐくまれ、すぐれた文化を継承する「ふるさと宮津」を将来にわたって守り育てていくことを目的とする。

（基本理念）

第2条 私たちの郷土「ふるさと宮津」を、将来にわたって、豊かで安心安全なまちとしていくため、市及び市民等がそれぞれの役割を担いながら、「ふるさと宮津」の美しい自然、心豊かな生活環境を協働して守り育てていかなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）の下に次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 天橋立をはじめ、美しい自然を守り育てるとともに、率先してより良い環境を創造するよう努める。

(2) 宮津市のまちづくりにおいて、市民及び宮津市を訪れる者の健康不安を及ぼさないように努める。

（立地の許可）

第4条 前2条に規定する基本理念及び施策にそぐわない施設で、別表に掲げるものを立地しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可にあたっては、市長は審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、第1項の許可について審議するため、審議会を置く。

4 前項の審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、必要の都度、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。

6 前4項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

（市民等の責務）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、より良い環境を創造するよう、自ら主体的に行動し、その実現に努めるとともに、市が基本理念の下に実施する施策に協力しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 4 条関係)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第 2 条に定める核原料物質若しくは核燃料物質を貯蔵又は原子炉を設置しようとする施設その他これに類する施設

規 則

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 1 号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則(平成18年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

室	係
総務室	総務調整係 行政係 職員係 秘書広報係 人権啓発係 消防防災係
自立循環型 経済社会推 進室	企画政策係 環境政策係
財務室	予算係 管財契約係 市民税係 資産税係
市民室	市民窓口係 国保年金係 生活衛生係
健康福祉室	地域福祉係 健康づくり係 介護保険係 介護予防係 子育て支援係 障害福祉係 保護係 保健医療係
観光まちづ くり推進室	まちづくり係 観光推進係
産業振興室	産業推進係 産業創出係 農林水産係 産業基盤係
建設室	建設総務係 建設管理係 土木 1 係 土木 2 係 まち景観係 建築住宅係 水道整備係 下水道整備係

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に定めるもののほか、必要がある場合には、理事を置くことができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

5 理事は、上司の命を受け、特定の重要事項に関する事務を処理するとともに、当該事務所管室の連携強化を担うものとする。

第 7 条の見出し中「企画総務室」を「総務室」に改め、同条中「企画総務室」を「総務室」に改め、同条企画係の項中「企画係」を「総務調整係」に改め、同項第 1 号中「企画及び」を削り、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同項に次の 2 号を加える。

(7) 他室の所管に属さない事項の調整に関すること。

(8) 室の庶務に関すること。

第 7 条行政係の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号及び第 16 号を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

人権啓発係

(1) 人権啓発に関する調査及び企画並びに事業の推進に関すること。

(2) 女性政策の企画及び調整に関すること。

(3) 杉末会館及び杉末児童館に関すること。

(4) 交通安全に関すること。

(5) 犯罪被害者等の支援に関する事。

第 8 条まちづくり係の項を次のように改める。

企画政策係

- (1) 市の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 市民協働のまちづくりに関する事。
- (3) UIターンの推進に関する事。
- (4) 空き家及び空き店舗の活用対策の総括に関する事。
- (5) つつじが丘団地に関する事。
- (6) 地域情報化の推進に関する事。
- (7) 室の庶務に関する事。

第 8 条産業創出係の項を削り、同条環境政策係の項第 3 号を次のように改める。

- (3) 新エネルギーに関する事。

第 9 条予算係の項中第 10 号を削り、同条管財契約係の項に次の 1 号を加える。

- (10) 室の庶務に関する事。

第 10 条市民窓口係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 市民相談に関する事。

第 10 条人権啓発係の項を削る。

第 11 条保護係の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 生活困窮者自立支援に関する事。

第 12 条及び第 13 条を次のように改める。

(観光まちづくり推進室の分掌事務)

第 1 2 条 観光まちづくり推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

まちづくり係

- (1) 浜町地区及び周辺の整備に関する事。
- (2) 室の庶務に関する事。

観光推進係

- (1) 観光の振興に関する事。
- (2) 観光資源の保護及び開発に関する事。
- (3) まちなか観光に関する事。
- (4) エコツーリズムに関する事。
- (5) 観光関係公共施設に関する事。
- (6) 海水浴場に関する事。
- (7) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関する事。
- (8) 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)に関する事。

(産業振興室の分掌事務)

第 1 3 条 産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

産業推進係

- (1) 6 次産業化の推進に関する事。
- (2) 農産物の流通に関する事。
- (3) 商工業の振興に関する事。
- (4) 商店街振興組合の設立認可等に関する事。
- (5) 商工業金融に関する事。
- (6) 商工関係公共施設に関する事。
- (7) 商工会議所及び商工関係団体との連絡調整に関する事。
- (8) 労働行政に関する事。
- (9) 消費生活に関する事。
- (10) 鉱業に関する事。
- (11) 室の庶務に関する事。

産業創出係

- (1) 企業誘致及び新産業の創出に関する事。

農林水産係

- (1) 農業生産の振興に関する事。
- (2) 担い手育成に関する事。
- (3) 農用地に関する事。
- (4) 農村の振興に関する事。
- (5) 農林水産金融に関する事。
- (6) 農業協同組合その他農業団体に関する事。
- (7) 畜産の振興に関する事。
- (8) 林業の振興に関する事。
- (9) 有害鳥獣対策に関する事。
- (10) 森林組合その他林業関係団体に関する事。
- (11) 水産業の振興に関する事。
- (12) 漁業調整に関する事。
- (13) 漁業協同組合その他水産団体に関する事。

産業基盤係

- (1) 農林業土木に関する事。
- (2) 換地に関する事。
- (3) 農地・林地開発に関する事。
- (4) 市有林・分収林に関する事。
- (5) 森林病虫害の防除に関する事。
- (6) 財産区に関する事。
- (7) 漁港の維持管理に関する事。
- (8) 水産土木に関する事。
- (9) 海難防止並びに沈没品及び漂流物に関する事。
- (10) 農林水産関係工事の入札及び請負契約に関する事。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(建設室の分掌事務)

第14条 建設室の分掌事務(水道事業管理者の権限に属する事務を除く。)は、次のとおりとする。

建設総務係

- (1) 室所管関係工事の入札及び請負契約に関する事。
- (2) 指名競争入札参加者の資格審査に関する事。
- (3) 下水道排水設備指定工事業者に関する事。
- (4) 市道の認定及び市管理河川の指定並びにその変更及び廃止に関する事。
- (5) 市道の使用、占用、一時掘削、通行制限等に関する事。
- (6) 市道、河川等土木施設の調査及び維持管理に関する事。
- (7) 法定外公共物に関する事。
- (8) 国府等関連事業の促進及び総合調整に関する事。
- (9) 室の庶務に関する事。

建設管理係

- (1) 下水道事業の経営に関する事。
- (2) 下水道事業の受益者負担金に関する事。
- (3) 下水道使用料に関する事。
- (4) 下水道に係る特定施設及び除害施設に関する事。
- (5) 水洗化の推進に関する事。
- (6) 浄化槽の設置及び維持管理の指導に関する事。

土木1係

- (1) 道路の土木工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 道路の土木災害の事前防止及び復旧に関する事。

土木2係

- (1) 内水対策に関する事。
- (2) 河川水路の土木工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (3) 河川水路の土木災害の事前防止及び復旧に関する事。

まち景観係

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 景観行政に関する事。
- (3) 公園及び緑地に関する事。
- (4) 開発行為に関する事。
- (5) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に関する事。
- (6) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関する事。
- (7) 屋外広告物の許可に関する事。
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に関する事。
- (9) 地籍調査に関する事。

建築住宅係

- (1) 市有建造物及びその付属施設の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 市営住宅等の計画及び建設に関する事。
- (3) 市営住宅等の管理及び処分に関する事。
- (4) 住宅についての計画、調査等に関する事。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事。

下水道整備係

- (1) 下水道の計画及び立案に関する事。
- (2) 下水道工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (3) 排水設備工事の確認及び検査に関する事。
- (4) 下水道施設の維持管理に関する事。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市長の職務を代理する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第2号

宮津市長の職務を代理する職員に関する規則等の一部を改正する規則

（宮津市長の職務を代理する職員に関する規則の一部改正）

第1条 宮津市長の職務を代理する職員に関する規則（平成18年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「企画総務室長」を「理事」に改める。

（宮津市庁舎管理規則の一部改正）

第2条 宮津市庁舎管理規則（平成9年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画総務室長」を「総務室長」に改め、同条第2項中「企画総務室行政係長」を「総務室行政係長」に改める。

別表第1号中「企画総務室」を「総務室」に改め、同表中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次のように加える。

〔6〕 観光まちづくり推進室の所管に属する執務室

（宮津市公印規則の一部改正）

第3条 宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企画総務室長」を「総務室長」に、「すべて」を「全て」に改める。

第5条第1項中「企画総務室長」を「総務室長」に、「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「すべて、企画総務室長」を「全て、総務室長」に改める。

第6条第2項ただし書中「企画総務室」を「総務室」に改める。

第7条第1項中「企画総務室長」を「総務室長」に、「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

別表中 「

企画総務室	行政係長
-------	------

」 を 「

総務室	行政係長
-----	------

」 に改め、同表会計管理者印の項の次に次のように加える。

理事印	正方形	20	理事名をもって発する文書	1	総務室	行政係長
-----	-----	----	--------------	---	-----	------

別表企画総務室長印の項中「企画総務室長印」を「総務室長印」に、「企画総務室長名」を「総務室長名」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第3号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3第18号中「以上」を削り、「、10日」を「10日、当該子を3人以上養育する職員にあっては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別表第3第18号の規定により任命権者の承認を受けた当該年における日数は、改正後の別表第3第18号の規定により定められる当該年における期間の内数とみなす。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第4号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「国営企業労働関係法第2条第1号イに掲げる事業を行う国営企業に勤務する職員を含む」を「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員(市長の定める職員を除く。)を除く」に改める。

第13条第1号中「100分の102.5以上100分の165」を「100分の93以上100分の150」に改め、同条第2号中「100分の91以上100分の102.5」を「100分の82.5以上100分の93」に改め、同条第3号及び第4号中「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

第13条の2各号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第5号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第20号中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 6 号

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例(平成27年条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の額等)

第 2 条 条例第 2 条の規則で定める額は、年額100万円とする。

2 修学資金の貸与は、2 学年分までとする。

(貸与の申請)

第 3 条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連帯保証人 2 名(うち 1 名は、申請者の父若しくは母又はこれに代わる者)をたて、宮津市介護福祉士修学資金申請書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第 4 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(貸与の方法)

第 5 条 市長は、6 月、9 月、12 月及び 3 月において、それぞれ当該月分までの修学資金を貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 修学資金の貸与を受けようとする者は、前条に規定する月の 10 日(特に市長が指定したときは、その日)までに請求書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定により修学資金の貸与の決定の通知を受けた者(以下「貸与決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 学校又は養成施設を退学したとき。

(2) 修学資金の貸与を辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 市長は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。

3 貸与決定者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、宮津市介護福祉士修学資金辞退届出書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、修学資金の貸与の決定を取り消したとき又は貸与を停止したときは、その旨を当該貸与決定者に通知するものとする。

(返還)

第 7 条 修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長が別に定める日まで一括払で、又は市長が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 学校又は養成施設を卒業した日後の最初の 4 月 1 日から 1 年を経過する日までに介護福祉士の登録を受けなかったとき。

(3) 介護福祉士の登録を受けた後、本市に住所を有し、直ちに市内事業所で介護福祉士の業務に従事しなかったとき。

(4) 市内事業所で介護福祉士の業務に 3 年間従事しなかったとき。

(返還の猶予)

第 8 条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その状況が継続している期間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、宮津市介護福祉士修学資金返還猶予申請書に申請事由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当するときは、その事実を証する書類の提出をもって修学資金の返還の猶予の申請があったものとみなす。

3 市長は、修学資金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還の免除)

第9条 条例第3条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、宮津市介護福祉士修学資金返還免除申請書にその事実を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、修学資金の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 条例第3条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものをいう。

(1) 災害その他不可抗力によるもの

(2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

4 条例第3条第1項の期間の計算においては、同条第2項に規定する事由により介護福祉士の業務に従事できなかった期間は、算入しない。

(遅延利息)

第10条 修学生が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(異動の届出)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 心身の故障等により修学の見込みがなくなったとき。

(2) 学校又は養成施設を休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。

(3) 学校又は養成施設から停学その他の処分を受けたとき。

(4) 介護福祉士の登録を受けたとき。

(5) 修学資金の貸与を辞退するとき。

(6) 本市に住所を有し、市内事業所で介護福祉士の業務に従事することとなったとき又は従事しなくなったとき。

(7) 氏名又は住所を変更したとき。

(8) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、宮津市介護福祉士修学資金申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市保育所条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第7号

宮津市保育所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市保育所条例(昭和33年条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間等)

第2条 条例第5条に規定する保育所の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前 8 時から午後 6 時まで
 - (2) 土曜日 午前 8 時から午後 0 時30分まで
- 2 条例第 5 条に規定する保育所の休所日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前 2 項に規定する開所時間又は休所日を変更することができる。
- （保育提供時間）
- 第 3 条 保育所において保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第 4 条に規定する保育必要量の認定区分が保育標準時間の場合は、午前 8 時から午後 6 時までの範囲内で保育を必要とする時間
 - (2) 府令第 4 条に規定する保育必要量の認定区分が保育短時間の場合は、午前 8 時から午後 4 時までの範囲内で保育を必要とする時間
- （時間外保育）
- 第 4 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第 2 号に規定する時間外保育を開所時間の範囲内で行うものとする。
- 2 前項に規定する時間外保育の利用者負担の額は、無料とする。
- （月途中の入所等に係る保育所保育料）
- 第 5 条 月の途中において保育の利用を開始し、又は解除した場合のその月の保育所保育料は、宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）第 3 条に定める額に、その月に保育を受けた日数を乗じた額を25で除した額（当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。
- （保育所保育料の減免等）
- 第 6 条 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第 8 条の規定により保育所保育料を減免する場合は、次のとおりとし、その割合は、市長が別に定めるところによる。
- (1) 入所児童の属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
 - (2) 入所児童の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
 - (3) 入所児童の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
 - (4) 入所児童の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合
- 2 市長は、入所児童の疾病等やむを得ない理由により、長期にわたり通所が不可能となった場合において、その月の保育所保育料を次に掲げる区分に応じ、宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第 3 条に定める額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とすることができる。
- (1) 当該月の欠席日数が18日以上 3分の2
 - (2) 当該月の欠席日数が11日以上17日以下 3分の1
- 3 前 2 項に規定する減免等の適用を受けようとする者は、宮津市保育所保育料減免等申請書を市長に提出しなければならない。
- （その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 8 号

保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則
 保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 9 号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則を廃止する規則
 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則（平成10年規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第10号

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則
 助産及び母子保護の実施に関する規則（昭和46年規則第11号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条中「宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則（平成10年規則第21号。以下「徴収規則」とい
 う。）別表第 2 」を「別表」に改める。

第 4 条中「徴収規則に定めるところにより市長の認定した」を「別表に定める費用の」に改める。
 第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（費用の徴収）

第 5 条 市長は、第 3 条の規定により助産又は母子保護の実施を行った場合において、前条に規定す
 る費用を、本人若しくは配偶者又はその扶養義務者から徴収するものとする。ただし、助産の実施
 を行った場合において、本人若しくは配偶者又はその扶養義務者が受けることのできる国民健康保
 険法第58条第 1 項の規定による出産育児一時金その他の社会保険等における出産に関する一時金
 等があるときは、その額に別表に定める B 階層にあっては20パーセント、C 階層にあっては30パー
 セント、D 階層にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額を合算して徴収するものとする。
 2 前項の規定にかかわらず、都道府県が設置する助産施設又は母子生活支援施設に入所した場合は、
 費用の徴収は行わないものとする。

3 月の中途において母子保護の実施を開始した場合又は解除した場合のその月の徴収金は、前条に
 規定する費用の額にその月に当該母子保護の実施を行った母子生活支援施設の入所日数（25日を超
 える場合は25日）を乗じた額を25で除した額とする。この場合において、10円未満の端数は切り捨
 てるものとする。

（費用の減免）

第 6 条 市長は、本人若しくは扶養義務者又は同居の親族が疾病にかかり、又は災害を受け、又はそ
 の他特別の事由があると認めるときは、第 4 条に規定する費用を減免することができる。

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、助産施設入所費用減免申請書又は母子生活支
 援施設入所費用減免申請書を提出しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

妊産婦又は母子等の属する世帯の階層区分		助産の実施	母子保護の実施
階層区分	定義	費用の額 (1 分べん当たり)	費用の額 (月額)
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による	0円	0円

	被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,200円
C 2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下（助産の実施については、8,400円以下）	4,500円
D 2		15,001円から40,000円まで	6,700円
D 3		40,001円から70,000円まで	9,300円
D 4		70,001円から183,000円まで	14,500円
D 5		183,001円から403,000円まで	20,600円
D 6		403,001円から703,000円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D 7		703,001円から1,078,000円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D 8		1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D 9		1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）
D 10		2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるとき

D 11	3,117,001円から 4,173,000円まで	は61,200円とする。)その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D 12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D 13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその入所世帯に係る支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D 14	6,674,001円以上	全額徴収

備考

1 この表における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)をいう。

この均等割及び所得割において同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第11号

宮津市看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市看護師等修学資金の貸与に関する条例(平成27年条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(地域医療機関)

第2条 条例第1条の規則で定める市内の医療機関は、看護師等を確保することが困難であると市長

が認める公的な医療機関とする。

(修学資金の額等)

第3条 条例第2条の規則で定める額は、年額100万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の市内の医療機関から修学資金の貸与を受ける場合は、1年を単位として、前項に規定する額から当該修学資金の貸与の額を差し引いた額とする。

3 京都府立医科大学附属北部医療センターの看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者に係る修学資金を貸与する場合には、第1項に規定する額を次に掲げる負担割合に基づき宮津市、伊根町及び与謝野町が分賦し、それぞれが貸与するものとする。

(1) 均等割 10パーセント

(2) 人口割 90パーセント

4 前項第2号の人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とする。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連帯保証人2名(うち1名は、申請者の父若しくは母又はこれに代わる者とする。)をたて、宮津市看護師等修学資金申請書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(貸与の方法)

第6条 市長は、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの修学資金を貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 修学資金の交付を受けようとする者は、前項に規定する月の10日(特に市長が指定したときは、その日)までに請求書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第7条 市長は、第4条の規定により修学資金の貸与の決定の通知を受けた者(以下「貸与決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 養成施設を退学したとき。

(2) 修学資金の貸与を辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 市長は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。

3 貸与決定者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、宮津市看護師等修学資金辞退届出書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、修学資金の貸与の決定を取り消したとき又は貸与を停止したときは、その旨を当該貸与決定者に通知するものとする。

(返還)

第8条 修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長が別に定める日まで一括払で、又は市長が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間(次条第1項第2号に規定する事由により返還が猶予された期間がある場合は、当該猶予された期間を合算した期間)内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得しなかったとき。

(3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに当該地域医療機関における看護師等の業務に従事しなかったとき。

(4) 当該地域医療機関における看護師等の業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

(返還の猶予)

第9条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、修学資金を返還することが困難であると認

めるときは、その状況が継続している期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 条例第3条第1項第1号に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 養成施設を卒業後、地域医療機関における助産師の業務に従事する意思をもって、さらに条例第2条第1項第1号の養成施設に在学するとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、宮津市看護師等修学資金返還猶予申請書に申請事由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に該当するときは、その事実を証する書類の提出をもって修学資金の返還の猶予の申請があったものとみなす。

3 市長は、修学資金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還の免除)

第10条 条例第3条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、宮津市看護師等修学資金返還免除申請書にその事実を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、修学資金の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 条例第3条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害その他不可抗力によるもの
- (2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

4 条例第3条第1項の期間の計算においては、同条第2項に規定する事由により看護師等の業務に従事できなかった期間は、算入しない。

(遅延利息)

第11条 修学生が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(異動の届出)

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 心身の故障等により修学の見込みがなくなったとき。
- (2) 養成施設を休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。
- (3) 養成施設から停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 看護師等の免許を取得したとき。
- (5) 修学資金の貸与を辞退するとき。
- (6) 当該地域医療機関における看護師等の業務に従事することとなったとき又は従事しなくなったとき。
- (7) 氏名又は住所を変更したとき。
- (8) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、宮津市看護師等修学資金申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第12号

老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

老人医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条及び第3条を削る。

第3条の2第1号中「除く。以下同じ。」を「除く。」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条から第7条までを削る。

第8条第1項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「社会保険各法」を「高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号を同項第2号とし、同条を第4条とする。

第9条第1項中「第11条」を「第7条」に改め、同条を第5条とし、第10条を第6条とする。

第11条第1項中「第8条第1項各号」を「第4条第1項各号」に改め、同条を第7条とし、第12条を第8条とする。

第13条中「第3条の2第1号」を「第2条第1号」に改め、同条を第9条とする。

第14条第1項中「第16条」を「第12条」に改め、同条を第10条とし、第15条を第11条とする。

第16条第1項中「第13条」を「第9条」に改め、同条を第12条とし、第17条を第13条とし、第18条を第14条とする。

第19条第3項中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第16条とし、第21条から第23条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市ターミナルセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第13号

宮津市ターミナルセンター条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市ターミナルセンター条例施行規則（平成2年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「北近畿タンゴ鉄道」を「公共交通機関」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市分収林設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第14号

宮津市分収林設置条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市分収林設置条例施行規則（昭和31年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別記様式第1号による文書」を「宮津市分収林契約申込書」に改める。

第2条中「別記様式第2号による」を削る。

第3条中「別記様式第3号」を「分収造林契約書」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

第6条 この規則に定めるもののほか、宮津市分収林契約申込書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市海洋つり場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第15号

宮津市海洋つり場条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市海洋つり場条例施行規則（平成 2 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「12月20日」を「11月30日」に、「午後 5 時」を「午後 4 時30分」に改め、同項第 2 号中「午後 6 時」を「午後 5 時30分」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市観光交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 16 号

宮津市観光交流センター条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宮津市観光交流センター条例（平成 27 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（供用時間）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する宮津市観光交流センターの供用時間は、別表第 1 のとおりとする。

（使用の申請）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者は、宮津市観光交流センター使用申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

（使用の許可）

第 4 条 市長は、申請書を受理し、適当と認めるときは、使用を許可するものとする。

（使用期間）

第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定により市長の許可を受けて多目的広場を使用する場合の使用期間は、7 日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

（付属設備）

第 6 条 付属設備の使用料は、別表第 2 のとおりとする。

（使用料及び駐車料金の減免）

第 7 条 条例第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定により使用料及び駐車料金を減免する場合並びにその割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する行事等のために使用するとき 10 分の 10
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車を駐車させるとき 10 分の 10
- (3) 国又は地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用するとき 10 分の 10
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき 相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市観光交流センター使用料・駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（その他）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項（同項第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則及び宮津市浜町立体駐車場条例施行規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則（平成 14 年規則第 33 号）
- (2) 宮津市浜町立体駐車場条例施行規則（平成 26 年規則第 13 号）

別表第 1 (第 2 条関係)

施設	供用時間
観光案内所	午前 9 時から午後 6 時まで
多目的広場	全日
屋外駐車場	全日
立体駐車場	全日

備考 立体駐車場の入出場時間は、午前 7 時から午後 11 時までとする。

別表第 2 (第 6 条関係)

区分	単位	設備使用料
簡易テント	1 張 1 日につき	100円
長机	1 脚 1 日につき	50円

備考 器具の持込みによる電源使用及び水道使用に係る使用料については、実費相当額とする。

* * *

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第 17 号

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会に対する事務委任規則（平成 9 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 8 号を第 10 号とし、第 1 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、本則に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 総合教育会議に関すること。
- (2) 放課後における児童の健全な育成に関すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮津市告示第 14 号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成 6 年規則第 19 号）第 11 条第 3 項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成 27 年 3 月 3 日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮 - 0000181	平成 4 年 8 月 13 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 27 年 1 月 28 日	
宮 - 0002659	昭和 45 年 2 月 5 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 27 年 2 月 5 日	
宮 - 0005716	昭和 22 年 5 月 23 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 12 月 16 日	
宮 - 0006073	昭和 16 年 6 月 8 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 27 年 2 月 24 日	
宮 - 0006985	平成 13 年 11 月 14 日	平成 26 年 9 月 4 日	平成 27 年 1 月 23 日	
宮 - 0008416	昭和 20 年 1 月 18 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 27 年 1 月 9 日	
宮 - 0012870	昭和 37 年 5 月 8 日	平成 26 年 4 月 30 日	平成 27 年 2 月 24 日	

退職被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
-------	--

無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日
宮 - 0 0 0 3 6 7 0	昭和28年11月24日	平成26年 8 月14日	平成26年12月 3 日

* * *

宮津市告示第15号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成27年 3 月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第126号

- (1) 名 称 野口電気設備
- (2) 所 在 地 与謝郡与謝野町字算所386番地 4
- (3) 代 表 者 野 口 広 之
- (4) 指定期間 平成27年 3 月11日～平成31年12月31日

* * *

宮津市告示第16号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成27年 3 月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第127号

- (1) 名 称 石川設備
- (2) 所 在 地 舞鶴市字福来150番地62
- (3) 代 表 者 石 川 武 志
- (4) 指定期間 平成27年 3 月20日～平成31年12月31日

* * *

宮津市告示第17号

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

（宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部改正）

第1条 宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱（平成24年告示第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

（宮津市介護員養成研修受講費補助金交付要綱の一部改正）

第2条 宮津市介護員養成研修受講費補助金交付要綱（平成24年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第2条2項」を「第2条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

（宮津市介護支援専門員実務研修受講試験受験対策講座受講費補助金交付要綱の一部改正）

第3条 宮津市介護支援専門員実務研修受講試験受験対策講座受講費補助金交付要綱（平成25年告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第2条2項」を「第2条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

（宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部改正）

第4条 宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱（平成25年告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第2条2項」を「第2条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 黒田 政喜
- 3 変更年月日 平成27年2月28日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成27年3月24日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付で認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 阿波島 清一
- 3 変更年月日 平成27年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成27年3月24日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第20号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成27年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成27年3月27日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成27年4月1日から平成27年6月1日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市財務室資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第21号

宮津会館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津会館条例施行規則（昭和63年規則第7号）第6条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

(1) 宮津会館利用料金

使用区分		使用時間	利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
			午前 8 時から 午後10時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで
大ホール	平日		61,200円	21,600円	30,000円
	土曜日、日曜日及び休日		73,500円	26,000円	36,000円
ホワイエ（1階又は2階）	平日		15,400円	5,300円	7,200円
	土曜日、日曜日及び休日		18,500円	6,400円	8,700円
ホワイエ（全階）	平日		20,400円	7,200円	9,600円
	土曜日、日曜日及び休日		24,500円	8,700円	12,400円

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用区分		使用時間	利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
			午前 9 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで 又は午後 1 時 から午後 5 時 まで	午後 6 時から 午後10時まで
大ホール	平日		11,360円	4,320円	6,000円
	土曜日、日曜日及び休日		13,650円	5,200円	7,200円
ホワイエ（1階又は2階）	平日		2,860円	1,060円	1,440円
	土曜日、日曜日及び休日		3,430円	1,280円	1,740円
ホワイエ（全階）	平日		3,780円	1,440円	1,920円
	土曜日、日曜日及び休日		4,550円	1,740円	2,480円

備考

- 1 大ホールについては、舞台及び楽屋の利用に限定し、客席の利用はしない。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用が無い場合に限る。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用区分		使用時間	利用料金		
			全日	半日	夜間
			午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
大ホール	冷房料	45,000 円	18,000 円	18,000 円	
	暖房料	36,000 円	15,000 円	15,000 円	
ホワイエ (1 階又は 2 階)	冷房料	11,000 円	5,000 円	5,000 円	
	暖房料	9,000 円	3,900 円	3,900 円	
ホワイエ (全階)	冷房料	18,000 円	8,000 円	8,000 円	
	暖房料	16,500 円	6,900 円	6,900 円	

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ、超過については、1 時間につき利用料金 1 時間あたりの額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、1 時間未満の端数は 30 分以上を切り上げ、30 分未満を切り捨てる。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台 設備	展示用パネル	1 枚	100 円	
	金びょうぶ	1 双	1,500 円	
	グランドピアノ	1 台	11,000 円	調律別
	所作台	一式	3,000 円	
	平台	一式	1,000 円	
	演台	1 台	500 円	
	司会者用演台	1 台	300 円	
	花台	1 台	100 円	
	花瓶	1 個	100 円	
	演壇	1 台	200 円	
	指揮者台	1 台	300 円	
	指揮者譜面台	1 台	300 円	
	高座座布団	1 枚	200 円	
	紗幕	1 枚	1,000 円	
	奏者譜面台	1 台	100 円	
	スモークマシン	1 台	2,000 円	
	映写スクリーン	1 枚	500 円	
	地がすり	1 枚	500 円	
	毛せん	1 枚	300 円	
	上敷	1 枚	100 円	
コントラバス椅子	1 脚	100 円		
照明 設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1 列	無料	
	照明(A)セット	一式	5,000 円	ボーダーライト 2 列 シーリングライト 1 列 フロントサイドライト 一式
	照明(B)セット	一式	20,000 円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1 列 アッパーホリゾンライト 1 列 ピンスポットライト 1 台

				サスペンションライト 2列	
	サスペンションライト	1灯	200円		
	エフェクトマシン	一式	3,000円		
	平凸ベビーライト	1台	500円		
	E・Sスポットライト	1台	500円		
	ホリゾンライト (ロア又はアッパー)	各1列	2,500円		
	シーリングライト	一式	2,000円		
	フロントサイドライト	一式	2,000円		
	フットライト	1列	1,000円		
	フットスポットライト	一式	1,000円		
	ピンスポットライト	1台	2,000円		
	ステージサイドライト	1台	1,000円		
	ボーダーライト	1列	2,000円		
	ミラーボール	1台	500円		
	波マシン	1台	1,000円		
	オーロラマシン	1台	1,000円		
	ストロボマシン	1台	1,000円		
	星球	一式	1,000円		
	ライトスタンド	1本	100円		
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー	
	チャンネル	1チャンネル	1,000円		
	PA装置8チャンネル (マイク付)	一式	15,000円		
	テープレコーダー	オープン	1台	3,000円	
		カセット	1台	1,500円	
	プレーヤー	レコード	1台	1,500円	
		コンパクトディスク	1台	1,500円	
		ミニディスク	1台	2,000円	
	マイクロホン	ダイナミック型	1本	700円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	1,500円	
		ワイヤレス	1本	2,000円	
		エレベーター (ダイナミック型付)	1本	2,000円	
		吊マイク装置 (マイク別)	一式	1,500円	
	マイクスタンド	1本	100円		
	スピーカー	ステージ用	1台	500円	
		モニター用	1台	1,000円	
		カラム	1台	2,000円	
	エフェクト装置	一式	1,000円		
反射板装置	一式	5,000円			
持込器具	1KW	300円			

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間（各 4 時間）をそれぞれ 1 回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ、ミニディスク及びスモーク液の提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1 台	2,200円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1 台	20円	
照明設備	照明基本セット (ポーターライト)	1 列	無料	
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー
	モニタースピーカー	1 台	200円	
	反射板装置	一式	1,000円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各 4 時間）をそれぞれ 1 回として計算する。

2 適用年月日

平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第22号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成 4 年規則第13号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

運動公園利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額	
施設	宮津市民球場	1 面	1 時間	1,800円	
	宮津市民グラウンド	全 面	1 時間	600円	
		1 / 2 面	1 時間	400円	
	宮津市民テニスコート	第 1	1 面	1 時間	500円
		第 2	1 面	1 時間	200円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者が登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。（第2宮津市民テニスコートを除く。）
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍の額とする。

付属設備利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額	
付属設備	宮津市民球場付属電気施設	一式	1 時間	400円	
	夜間照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1 時間	4,000円
			南面	1 時間	2,200円
		宮津市民テニスコート	北面	1 時間	1,800円
			1 面	1 時間	500円
	放送設備	一式	1 時間	200円	

備	天幕	1 張	1 日	500円
	長机	1 脚	1 日	50円
	椅子	1 脚	1 日	30円
	シャワー		1 回	100円
	コインロッカー		1 回	100円

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(シャワー及びコインロッカーを除く。)

2 適用年月日

平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第23号

宮津市福祉センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市福祉センター条例施行規則（昭和48年規則第17号）第5条第3項の規定により告示する。

平成27年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
大 会 議 室	全 日 (午前9時から午後10時まで)	4,600円
	半 日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	1,400円
	夜 間 (午後5時から午後10時まで)	2,000円
会 議 室 作 法 展 示 室 娛 楽 室	全 日 (午前9時から午後10時まで)	2,000円
	半 日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	700円
	夜 間 (午後5時から午後10時まで)	900円

2 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		使用の単位	利用料金の額
大会議室	冷 房 料	1 時間につき	200 円
	暖 房 料	1 時間につき	200 円
会議室	冷 房 料	1 時間につき	200 円
	暖 房 料	1 時間につき	200 円
作法展示室	冷 房 料	1 時間につき	200 円
	暖 房 料	1 時間につき	200 円
娯楽室	冷 房 料	1 時間につき	200 円
	暖 房 料	1 時間につき	200 円
老人憩の家	冷 房 料	1 時間につき	100 円
	暖 房 料	1 時間につき	100 円

3 適用年月日

平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第24号

宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

平成27年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供 体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち 自己負担
要介護1	6,560円	180円	500円	7,240円	724円
要介護2	7,750円	180円	500円	8,430円	843円
要介護3	8,980円	180円	500円	9,660円	966円
要介護4	10,210円	180円	500円	10,890円	1,089円
要介護5	11,440円	180円	500円	12,120円	1,212円

備考

- 食費は1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 日常生活自立度 以上の利用者は、認知症加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。
- 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として1日につき560円（うち自己負担は1日につき56円）を徴収する。
- 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の40に相当する金額を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス提供 体制強化加算	生活機能向上 グループ加算	計	左記のうち 自己負担
要支援1	16,470円	720円	1,000円	18,190円	1,819円
要支援2	33,770円	1,440円	1,000円	36,210円	3,621円

備考

- 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1月に2,400円（うち自己負担は1月につき240円）を徴収する。
- 運動器機能向上加算として1月に2,250円（うち自己負担は1月につき225円）を算定する場合は、生活機能向上グループ加算は算定しない。
- 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の40に相当する金額を徴収する。

2 適用年月日

平成27年4月1日

* * *

宮津市告示第25号

宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供 体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち 自己負担
要介護1	6,560円	180円	500円	7,240円	724円
要介護2	7,750円	180円	500円	8,430円	843円
要介護3	8,980円	180円	500円	9,660円	966円
要介護4	10,210円	180円	500円	10,890円	1,089円
要介護5	11,440円	180円	500円	12,120円	1,212円

備考

- 1 食費は1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 日常生活自立度 以上の利用者は、認知症加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。
- 3 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 4 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として1日につき460円（うち自己負担は1日につき46円）を徴収する。
- 5 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の40に相当する金額を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	生活機能向上グループ加算	計	左記のうち自己負担
要支援1	16,470円	720円	1,000円	18,190円	1,819円
要支援2	33,770円	1,440円	1,000円	36,210円	3,621円

備考

- 1 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1月に2,400円（うち自己負担は1月につき240円）を徴収する。
- 3 運動器機能向上加算として1月に2,250円（うち自己負担は1月につき225円）を算定する場合は、生活機能向上グループ加算は算定しない。
- 4 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の40に相当する金額を徴収する。

2 適用年月日

平成27年4月1日

* * *

宮津市告示第26号

宮津市林業振興センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市林業振興センター条例施行規則（平成11年規則第28号）第5条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

使用場所及び区分	利用料金の額
研修室	1時間につき 300円
冷房料	1時間につき 300円
暖房料	1時間につき 300円

2 適用年月日

平成27年4月1日

* * *

宮津市告示第27号

宮津市海洋釣り場の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市海洋釣り場条例施行規則（平成2年規則第22号）第4条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

	使用区分		利用料金の額
	1人1回につき	一般	
釣りを目的として使用する場合	1人1回につき	一般	1,100円
		小学生及び中学生	550円
釣り以外を目的として使用する場合	1人1回につき	一般	220円
		小学生及び中学生	110円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 適用年月日

平成27年4月1日

* * *

宮津市告示第28号

世屋高原家族旅行村の利用料金を次のとおり承認したので、世屋高原家族旅行村条例施行規則（平成17年規則第30号）第5条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位		利用料金の額	
レクリエーションセンター	研修室	3時間以内	2,000円	
		6時間以内	4,000円	
		6時間を超える1時間を増すごとに	500円	
	厨房	半日（6時間以内）	2,000円	
全日		3,000円		
ケビン	1棟1泊につき		10,800円	
キャンプ場	1区画1泊につき		1,000円	
温水シャワー	1回につき		100円	
体験実習室	宿泊料	一般	3,500円	
		小・中学生	2,400円	
		幼児	実費	
	研修室	15畳	3時間以内	4,000円
			6時間以内	6,000円
		30畳	3時間以内	5,000円
			6時間以内	7,500円
	6時間を超える1時間を増すごとに		1,000円	
	個室	一般	3時間以内	1人につき400円
			6時間以内	1人につき600円
6時間を超える1時間を増すごとに			1人につき100円	
小・中学生及び幼児		3時間以内	1人につき150円	
		6時間以内	1人につき200円	
		6時間を超える1時間を増すごとに	1人につき50円	

2 適用年月日

平成27年4月1日

* * *

宮津市告示第29号

宮津市大江山スキー場リフトの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市大江山スキー場施設条例施行規則（平成18年規則第8号）第4条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
第1リフト（1回につき）	午前8時から午後5時まで	200円
第2リフト（1回につき）	午前8時から午後5時まで	300円
第1・第2リフト1日共通	午前8時から午後5時まで	3,000円
第1リフトナイター（1回につき）	午後5時から午後9時まで	300円
第1リフトナイター通用	午後5時から午後9時まで	2,500円

備考

- 「第1・第2リフト1日共通」とは、交付を受けた日に回数に関係なく第1リフト及び第2リフトに乗車できるものをいう。
- 「第1リフトナイター通用」とは、交付を受けた日に回数に関係なく第1リフトに乗車できるものをいう。

2 適用年月日

平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第30号

宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則（平成18年規則第9号）第5条第3項の規定により告示する。

平成27年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
宿泊利用料金 (1人1泊の室料)	一般	3,050円
	小学生及び中学生	2,550円
	幼児	900円
定員に満たずに室を貸し切る場合の加算額	(1) 6月、12月、1月及び2月（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。）	2,050円
	(2) (1)以外の日	2,050円に貸し切る室の定員に満たない者の数を乗じて得た額

備考

- 1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 2 「幼児」とは、学齢に達しない者のうち1歳以上の者をいう。
- 3 1歳に満たない者については、宿泊利用料金を無料とする。

2 適用年月日

平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第31号

宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

第1条 宮津市地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第152号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画担当室」を「総務室」に改める。

(宮津市創生本部設置要綱の一部改正)

第2条 宮津市創生本部設置要綱（平成26年告示第129号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教育長」の次に「、理事」を加える。

第6条中「企画総務室」を「企画担当室」に改める。

(宮津市不当要求行為等対策要綱の一部改正)

第3条 宮津市不当要求行為等対策要綱（平成17年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「企画総務室長」を「総務室長」に改め、「委員は」の次に「理事、」を加え、同条第8項中「企画総務室」を「総務室」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第32号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱
宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱（昭和45年告示第41号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第33号

宮津市離職者緊急特別措置事業住宅手当支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市離職者緊急特別措置事業住宅手当支給要綱を廃止する要綱
宮津市離職者緊急特別措置事業住宅手当支給要綱（平成22年告示第110号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第34号

宮津市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定に当たり、地域福祉施策の推進について広く意見を聴取するため、宮津市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び審議
- (2) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 保健福祉医療等の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から地域福祉計画を策定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地域福祉担当室において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮っ

て定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第35号

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行う者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第2条第1号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他市内で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であって市長が別に定めるものを除く。）をいう。

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたとときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

(2) 全壊 次に掲げる住宅の被害の程度の内いずれかに該当するものをいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができず、又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次に掲げる住宅の被害の程度の内いずれかに該当するもの

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

(3) 大規模半壊 次に掲げる住宅の被害の程度の内いずれかに該当するもの（全壊に該当するものを除く。）のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体

の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの

- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる、次に掲げる住宅の被害の程度のいずれかに該当するもの（全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。）をいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの
- イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (5) 一部破損 住宅の被害が半壊に達しない程度のもの（床上浸水に該当するものを除く。）をいう。
- (6) 床上浸水 住宅の被害が半壊に達しない程度のもの（住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。）をいう。
- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。
- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。
- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅（全壊又は大規模半壊のいずれかに該当するものに限る。）に代わる住宅として居住するための住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借することをいう。
- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。
- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。
- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する支援金で、当該大規模自然災害に関し支援対象者が受けることができるものをいう。
- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費（購入後直ちに行う補修工事費を含み、土地の取得費を除く。）をいう。
- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。
- (17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。
- (18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費（住宅再建経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。
- (19) 支援対象経費 前2号に掲げる経費で当該大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要期間として市長が別に定める期間内にその支払が完了するもの（第15号に掲げる経費にあっては、当該期間の末日が属する月の前月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。）をいう。
- (20) 補助金 被災住宅の再建等のために交付する補助金で支援対象経費を補助の対象とするものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、被災住宅の再建等を行う支援対象者とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 住宅再建関連経費が5万円を超えるときは、当該超える額については補助対象経費としない。
- 4 一の大規模自然災害に関し、住宅再建経費及び住宅再建関連経費の合計額が当該支援対象者に係る別表の限度額の欄に掲げる額を超えるときは、前2項の規定にかかわらず、当該超える額については補助対象経費としない。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により、市長が別に定める期日までに宮津市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 罹災証明書(写し)
- (2) 住宅再建経費及び住宅再建関連経費の額を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の変更等)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第 8 条の規定により速やかに宮津市地域再建被災者住宅等支援事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 7 条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第 10 条の規定により宮津市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

補助対象事業	支援対象者	補助対象経費及び補助金の額	被害の程度	限度額 (万円)	
1 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入	支援金を受けられることができる支援対象者	住宅再建経費(新築・購入費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。)の額に 3 分の 1 を乗じて得た額から支援金の額を控除した額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)及び住宅再建関連経費 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50 万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が 50 万円以上の場合 50 万円 イ 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が 50 万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額	全壊	150	
			大規模半壊	100	
			その他の支援対象者	全壊	300
			大規模半壊	250	
	半壊	150			
	一部破損又は床上浸水	50			

		イ 住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額		
2 被災住宅 又は被災住宅に代わる住宅の補修	支援金を受けられることができる支援対象者	住宅再建経費(補修費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。)の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)及び住宅再建関連経費 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円 イ 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額	全壊	100
			大規模半壊	60
	その他の支援対象者	住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)及び住宅再建関連経費 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅再建経費の額が50万円以上の場合 50万円 イ 住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額	全壊	200
			大規模半壊	150
			半壊	150
			一部破損又は床上浸水	50
3 被災住宅に代わる住宅の賃借	支援金を受けられることができる支援対象者	住宅再建経費(新築・購入費及び補修費が含まれていないものに限る。以下この項において同じ。)の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)及び住宅再建関連経費 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円以上の場合 25万円 イ 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円未満の場合	全壊	75
			大規模半壊	40

		合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額		
	その他の支援対象者	住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)及び住宅再建関連経費 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅再建経費の額が25万円以上の場合 25万円 イ 住宅再建経費の額が25万円未満の場合 住宅再建経費の額	全壊	150
			大規模半壊	100

* * *

宮津市告示第36号

宮津市配偶者からの暴力被害者緊急一時避難支援事業実施要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市配偶者からの暴力被害者緊急一時避難支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力による被害者及び被害者の同伴する児童(以下「被害者等」という。)を一時的に避難させることにより、その安全の確保を行うことを目的とする宮津市配偶者からの暴力被害者緊急一時避難支援事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この要綱において「児童」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する満18歳に満たない者をいう。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、被害者等への支援として、被害者等に心身の危険が迫り緊急に保護が必要と認められ、かつ、支援施設等での保護が困難な場合に、宿泊施設等での宿泊費、食費及び身の回り品等の消耗品費の支給を行うものとする。

(支援対象者)

第4条 前条に規定する支援(以下「支援」という。)を受けることができる者は、市内に居住している被害者等又は市内に避難してきた被害者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時的に避難するために要する費用を所持しておらず、かつ、近親者等からの金銭の援助が受けられない等、現に経済的に困窮している者
- (2) 法第3条第3項第3号の一時保護を受けることができない者

2 前項の規定にかかわらず、他の市区町村からこの要綱と同様の趣旨による支援を受ける者については、支援の対象としない。

(支援期間)

第5条 支援を行う期間は、1回の支援につき3日までとする。ただし、市長が当該期間の延長を認めた場合は、この限りでない。

(支給額)

第6条 支援を行う費用の支給の額は、次に掲げる額を限度として、実際に要した費用の額とする。

- (1) 宿泊費 1人につき1泊9,000円

- (2) 食費 1日につき1人2,000円
 (3) 消耗品費 1回につき10,000円
 (緊急性の確認)

第7条 第3条に規定する緊急性の確認は、確認書の作成により、市長又は関係機関の職員が行うものとする。

(関係機関との連携)

第8条 事業の実施に当たっては、京都府丹後保健所、京都府北部家庭支援センター、警察署その他の関係機関と密接な連携を図るものとする。

(守秘義務)

第9条 市長は、事業の実施に当たって、宿泊施設等から被害者等の個人情報漏えいしないように対策を講じるものとする。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により支援を受けたものがあるときは、当該支援に係る支給額を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、確認書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第37号

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱(平成24年告示第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2,500万円」を「1,000万円」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

(4) 土地建物賃貸借料(事業開始日から3年間分前払いしたものに限る。)

第6条第1項第1号中「補助対象経費」の次に「(前条第1項第4号を除く。)」を加え、「100分の10」を「100分の30」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土地建物賃貸借補助金 前条第1項第4号の土地建物賃貸借料に3分の1を乗じて得た額(その額に1万円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第6条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に改める。

第9条第3項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の規定は、第4条第2項の事業開始日(以下「事業開始日」という。)がこの要綱の施行の日以後であるものについて適用し、事業開始日が同日前であるものについては、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第38号

宮津市休日保育事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市休日保育事業実施要綱を廃止する要綱

宮津市休日保育事業実施要綱(平成24年告示第137号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第39号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成15年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「おおむね10歳未満の小学校等の児童」を「小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校をいう。以下同じ。）に就学している児童（以下「児童」という。）」に改める。

第2条第2項の表中「宮津のびのび放課後クラブ」を「宮津のびのび放課後児童クラブ」に改め、同表上宮津のびのび放課後クラブの項を削り、同表中「吉津のびのび放課後クラブ」を「吉津のびのび放課後児童クラブ」に改める。

第3条第1項中「又は降園時から午後6時」を「から午後6時30分」に、「並びに小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校をいう。以下同じ。）及び幼稚園（同条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）」を「及び小学校」に、「午前8時から午後6時」を「午前8時から午後6時30分」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 事業の休業日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日とする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 宮津のびのび放課後児童クラブ 110人

第4条第2号を削り、同条第3号中「吉津のびのび放課後クラブ」を「吉津のびのび放課後児童クラブ」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第1号中「宮津のびのび放課後クラブ」を「宮津のびのび放課後児童クラブ」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「吉津のびのび放課後クラブ」を「吉津のびのび放課後児童クラブ」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条中「、小学校に就学している1年生から4年生までのもの及び当該児童の弟妹で幼稚園に通園するもの（就学前2年間の児童に限る。）であって」を削る。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第40号

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成21年告示第134号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

（事業の名称及び実施場所）

第3条 事業の名称及び実施場所は、次の表のとおりとする。

名称	実施場所
島崎げんきっこ広場	宮津市字鶴賀2174番地の1 みやづふれあい交流館内
宮津市子育て支援センター	宮津市字小川893番地 亀ヶ丘保育園内

第4条第1項中「ひろば型事業」を「島崎げんきっこ広場」に改め、同項第2号中「土曜日」を「金曜日」に改め、同条第2項中「センター型事業」を「宮津市子育て支援センター」に改める。

第6条中「センター型事業」を「宮津市子育て支援センター」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第41号

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成23年告示第108号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「おおむね10歳以下」を「小学校6年生まで」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第42号

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱を次のように定める。
平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、じん臓の機能に障害を有する者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、慢性透析療法による医療の給付を受けるための医療機関への通院に要した交通費（以下「通院交通費」という。）に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有するじん臓の機能障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該手帳において障害の部位がじん臓の機能障害と記載されているものに限る。）であって、じん臓の機能障害を更生するため医療機関に通院の上、慢性透析療法による医療の給付を受けているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者とし

(1) 宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（平成8年告示第16号）の規定による福祉タクシー利用券の交付を受けている場合

(2) 京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第63条の3第2項又は宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）第90条の2第1項の規定による自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、鉄道、バス、自家用自動車、タクシー（医師にタクシー利用の必要性を証明した書類を交付された場合に限る。）及び福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）を利用した場合に、最も経済的な通常の経路及び方法により対象者の住所地から医療機関まで通院した場合の通院交通費とし、次に掲げるところにより算定した1回当たりの通院交通費に1箇月の通院日数を乗じて得た額とする。ただし、1箇月の通院交通費が1万円を超える場合は、1万円とする。

(1) 鉄道、バス及びタクシーは、運賃とする。

(2) 自家用自動車を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合の実費相当換算額とする。

(3) 福祉有償運送を利用した場合は、実費相当額とする。

2 助成金の額は、前項の規定により算出した助成対象経費の額の2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前項の助成金の額が100円に満たない場合においては、交付しない。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付申請書に通院証明書を添えて、毎年3月分から8月分までを9月に、9月分から翌年2月分までを3月に市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 5 条 規則第11条第 2 項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行し、同日以後に係る通院交通費について適用する。

* * *

宮津市告示第43号

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱(平成 5 年告示第70号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造をした者」を「就労等に伴い自ら所有し運転するための自動車を改造する身体障害者」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第44号

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱(平成 8 年告示第16号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「タクシー料金」を「福祉タクシーの料金」に改める。

第 2 条中「するタクシー」の次に「又は道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第 3 号に規定する福祉有償運送の用に供する車両」を加える。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第45号

宮津市難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、軽度及び中等度の難聴児の言語の習得及びコミュニケーション力の向上を図るため、補聴器の購入又は修理に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する者で、次に掲げる要件を満たす18歳未満の児童の保護者とする。

(1) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付の対象とならない者(同法第15条第 1 項に規定する耳鼻科を担当する医師又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第54条第 2 項の指定自立支援医療機関において耳鼻科を主として担当する医師が補聴器の装用の必要を認めた場合は、両耳の聴力レベルが30デシベル未満の者を含める。)

- (2) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 第4条の規定による交付申請の日において、当該保護者又はその属する世帯の他の世帯員のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第1項に規定する者の所得が同条第2項に定める基準以上である場合
 - (2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）その他の法令の規定により、補聴器の購入等に要する経費の助成を受けることができる場合
 - (3) 補聴器の購入に係る経費に対する補助金にあっては、この要綱に基づく補助金を受けて補聴器を購入した実績があり、かつ、当該補助金の交付決定の日から原則として5年を経過していない場合

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補聴器の購入又は修理に要した費用の額と障害者総合支援法第76条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額のいずれか低い額に10分の9を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市難聴児補聴器購入費等補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 医師が作成した難聴児補聴器購入費等支給意見書
- (2) 前号に規定する意見書の処方に基づき補聴器取扱業者が作成した見積書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

（実績報告）

第5条 補聴器の購入又は修理が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市難聴児補聴器購入費等補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

（台帳の整備）

第6条 市長は、難聴児補聴器購入費等補助金交付台帳を整備するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市難聴児補聴器購入費等補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第46号

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱（平成25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日以後に予防接種を受けた者について適用する。

* * *

宮津市告示第47号

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「）が市長が別に定める基準額を超えないもの」を「）が別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準額以下のもの」に、「所得が市長が別に定める基準額を超えないもの」を「所得が同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準額未

満のもの」に改め、同条第2号ア中「市長が別に定める基準額を超えない」を「別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準額未満の」に改める。

第2条の2を次のように改める。

(第2条第1号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第2条の2 前条第1号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が法第1条第2項の規定によって課する法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

2 前条第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(配偶者又は扶養義務者の所得にあっては、その合計額から8万円を控除した額)とする。

3 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第10号の2に規定する控除を受けた者又は同項第3号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額若しくは配偶者特別控除額又は社会保険料控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)、同項第8号に規定する控除を受けた者についてはその者につき27万円(当該控除を受けた者が法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)、同条第1項第9号に規定する控除を受けた者についてはその者につき27万円

(3) 前項に規定する市町村民税につき、法附則第6条第4項又は第5項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

4 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が第2項の規定によって計算したその所得の額(以下「合計所得金額」という。)の10分の1に相当する額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)を合計所得金額から控除するものとする。

(1) 合計所得金額から控除すべき前項第1号に掲げる雑損控除額に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 合計所得金額の10分の1に相当する額

5 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に支払った者に係る法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が合計所得金額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)と200万円(第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額)とのうちいずれか低い額を合計所得金額から控除するものとする。

(1) 合計所得金額から控除すべき第3項第1号に掲げる医療費控除額に相当する額がある場合に

において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額

- (2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合 合計所得金額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額

第2条の2の次に次の1条を加える。

(第2条第2号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第2条の3 第2条第2号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条及び第4条に規定するところによる。この場合において、同令第3条第1項中「とする。ただし、法第9条第1項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第1項において同じ。)に係る所得を含むものとし、法第9条第1項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする」とあるのは「とする」と、同令第4条第1項中「額の合計額(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)から8万円を控除した額とする。ただし、法第9条第1項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)」とあるのは「額」と、同条第2項第3号中「受けた者(母及び父を除く。)」とあるのは「受けた者」と読み替えるものとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第2条関係)

扶養親族等の人数	本人所得基準額	配偶者・扶養義務者所得基準額
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。)であるときは当該特定扶養親族等1人につき630,000円)を加算した額	6,536,000円
2人以上		6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第2(第2条関係)

扶養親族等の人数	本人・扶養義務者所得基準額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第48号

宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市包括的支援等事業実施要綱（平成18年告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第115条の45第1項第2号から第5号まで」を「第115条の45第2項第1号から第5号までに掲げる事業及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の45第1項第2号」に改め、同条第2号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第49号

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱（平成12年告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「法第8条の2第2項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項」に改め、同項第12号中「法第8条の2第7項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項」に改め、同項第13号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同項第14号中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同項第15号中「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に改める。

第9条中「6月30日」を「7月31日」に、「6月まで」を「7月まで」に改める。

第10条中「6月1日から同月30日」を「7月1日から同月31日」に、「6月30日」を「7月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第50号

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成24年告示第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「北近畿タンゴ鉄道」を「京都丹後鉄道」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第51号

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年告示第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第5条第2項第2号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

* * *

宮津市告示第52号

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市商工業振興補助金交付要綱（昭和63年告示第12号）の一部を次のように改正する。

別表3小規模事業者指導事業の項中「4分の3」を「2分の1」に、

対象事業費は、京都府小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づく前年度の補助対象経費の4分の1に相当する額と、当該補助対象経費から当該要綱に基づく補助金額を除いた額のいずれか低い額とする。

を

1 対象事業費は、京都府小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づく補助対象経費の額とする。
2 補助は、当該対象経費から当該要綱に基づく補助金額を除いた額と、同補助金額の2分の1のいずれか低い額を限度とする。

に改める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第53号

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱（平成21年告示第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項ただし書中「平成27年度」を「平成28年度」に改める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第54号

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「店舗」の次に「で、市内に所在するもの」を加え、同条第2号中「市内に存する」を削る。

第3条中「空き家等を購入等した者であって、」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 市内への定住を目的に空き家等を購入等した者

第 3 条中第 5 号を第 7 号とし、第 2 号から第 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 市外に引き続き 2 年以上住所を有している者又は市内に住所を有して 1 年を経過しない者（市内に住所を有する前に市外に引き続き 2 年以上住所を有していた者に限る。）

(3) この補助金の交付を受けて修繕等する空き家等に、当該補助金の交付の日から 5 年以上住所を有する見込みのある者

第 4 条中「1 年以内に行う修繕等」を「1 年を経過する日又は市内に住所を有してから 1 年を経過する日のいずれか早い日までに完了する修繕等」に改め、「以外の」の次に「市の」を加え、「交付の対象となるもの」を「交付を受けるもの」に改める。

第 5 条第 2 項中「又は一つの物件」を削る。

第 9 条第 1 号中「第 3 条」を「第 3 条第 3 号又は第 6 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に空き家等を購入等した者について適用し、同日前に空き家等を購入等した者については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第 55 号

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成 25 年告示第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 56 号

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成 21 年告示第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号及び第 4 号中「財団法人日本建築防災協会」を「一般財団法人日本建築防災協会」に改める。

第 8 条中「51,000 円」を「53,000 円」に改める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 57 号

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成 21 年告示第 48 号）の一部を次のように改正する。

題名中「耐震改修事業費」を「耐震改修等事業」に改める。

第 1 条中「の耐震改修」の次に「及び簡易耐震改修（以下「耐震改修等」という。）」を加える。

第2条第2号中「財団法人日本建築防災協会」を「一般財団法人日本建築防災協会」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 耐震改修 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅に対して行う耐震改修設計又は耐震改修工事で、評点を1.0以上（建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合にあっては0.7以上）に耐震性を向上させるものをいう。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 簡易耐震改修 木造住宅（耐震改修を実施した木造住宅を除く。）に対して行う耐震改修設計又は耐震改修工事で、京都府知事が定める簡易な改修の方法により耐震性を向上させるものをいう。

(5) 居室耐震改修 住宅内部の一部を耐震性の高い空間にするため、簡易耐震改修と同時に行う耐震改修工事をいう。

第3条第1号及び第3号中「耐震改修」を「耐震改修等」に改める。

第4条中「、次の各号のいずれかの要件を満たす住宅で、」を削り、同条に次のただし書を加える。ただし、簡易耐震改修に係る当該補助金の交付を受けたもので、耐震改修を実施する場合は、この限りでない。

第4条各号を削る。

第5条中「耐震改修及び耐震設計並びに、」を「耐震改修等、居室耐震改修及び」に改め、「この場合において、」の次に「簡易耐震改修に係る補助対象経費にあっては40万円を、居室耐震改修に係る補助対象経費にあっては30万円を、」を加え、「補助対象経費は、」を「補助対象経費にあっては」に改める。

第6条第1号中「耐震設計」を「簡易耐震改修」に改め、同条第2号中「及び耐震設計」を削り、同条第3号中「のうち、」の次に「居室耐震改修及び」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、耐震改修を実施する前にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて実施した当該木造住宅の簡易耐震改修がある場合は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) ア及びイのうちいずれか少ない方の額

ア 補助対象経費のうち、耐震改修に要する経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）ただし、当該額が90万円以上の場合は90万円とする。

イ 90万円からこの要綱に基づく補助金の交付を受けて実施した当該木造住宅の簡易耐震改修の当該補助金の額を減じた額

(2) 補助対象経費のうち、耐震改修に要する経費が120万円を超える場合は、ア及びイのうちいずれか少ない方の額

ア 補助対象経費のうち、耐震改修に要する経費から120万円を差し引いた経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

イ 40万円からこの要綱に基づく補助金の交付を受けて実施した当該木造住宅の居室耐震改修の当該補助金の額を減じた額

(3) ア及びイのうちいずれか少ない方の額

ア 補助対象経費のうち、リフォームに要する経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

イ 40万円からこの要綱に基づく補助金の交付を受けて実施した当該木造住宅の居室耐震改修の当該補助金の額及び前号の規定により算出される額を減じた額

第7条中「宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書」を「宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書」に改める。

第8条中「速やかに宮津市木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書」を「宮津市木造住宅耐震改修等事業変更等承認申請書」に改める。

第9条中「宮津市木造住宅耐震改修事業実績報告書」を「宮津市木造住宅耐震改修等事業実績報告書」に改める。

第10条中「定めるもののほか、宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書等」を「定めるもののほか、宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書等」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第58号

宮津市大規模建築物耐震化緊急対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市大規模建築物耐震化緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、震災に強いまちづくりを推進するため、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震設計に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)附則第3条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 耐震診断 法附則第3条第1項に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震設計 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知)の規定に基づく耐震化のための計画策定をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物であること。
- (2) 本市の区域内にある建築物であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している建築物であること。
- (4) 国、地方公共団体その他の公的機関が所有する建築物でないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金のほかに、公的機関から耐震診断に関する同種又は類似の補助(国が実施する耐震対策緊急促進事業に係る補助を除く。)を受けていない建築物であること。
- (6) 耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、速やかに耐震化のための措置を講じる予定の建築物であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象建築物の所有者(区分所有建物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条又は第65条に規定する団体)とする。

- 2 補助対象建築物(区分所有建物を除く。)が複数の者の共有に属する場合にあっては、補助対象者は耐震診断及び耐震設計の実施について共有者全員の同意を得ていなければならない。
- 3 補助対象建築物に賃借人がある場合にあっては、補助対象者は耐震診断及び耐震設計の実施について賃借人の全員の同意を得ていなければならない。

(耐震診断及び耐震設計の要件)

第5条 耐震診断及び耐震設計は、次に掲げる基準のいずれにも適合する者が行うものでなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条の規定に適合する者
 - (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者
 - (3) 当該業務の実績を有する者
- 2 耐震設計は、次に掲げる事項の全てを含むものでなければならない。

- (1) 耐震改修の設計図書
- (2) 耐震改修の工事費見積り
- (3) 耐震改修設計後の耐震性能の評価
- (4) 耐震改修の事業計画書

- 3 耐震設計は、耐震改修実施後、法第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の

実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添をいう。）に基づき地震に対して安全な構造となる計画としなければならない。

- 4 耐震診断及び耐震設計は、耐震判定委員会（市長が適当と認めたものに限る。以下同じ。）による評価を受けなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が当該要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震設計を実施するために要する経費とする。

- 2 耐震診断及び耐震設計の補助対象経費は、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 延べ面積が1,000平方メートルまでの要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断及び耐震設計 面積1平方メートルにつき2,060円

(2) 延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断及び耐震設計 52万円に面積1平方メートルにつき1,540円を加えた額

(3) 延べ面積が2,000平方メートルを超える要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断及び耐震設計 154万円に面積1平方メートルにつき1,030円を加えた額

- 3 耐震診断の補助対象経費について、設計図書の復元、耐震判定委員会の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合は、前項の補助対象経費に154万円を限度として市長が必要と認める額を加算することができる。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、耐震設計にあっては、その額が333万3千円を超えるときは、333万3千円とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、宮津市大規模建築物耐震化緊急対策事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し

(2) 耐震診断及び耐震設計に要する費用の見積書の写し

(3) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震診断及び耐震設計の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの

(4) 建築物の登記事項証明書

(5) 配置図、平面図、立面図及び断面図

(6) 建築物の外観写真

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付申請の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市大規模建築物耐震化緊急対策事業補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市大規模建築物耐震化緊急対策事業補助金実績報告書に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断

ア 法附則第3条の規定による報告の受理書の写し

イ 耐震判定委員会による耐震診断の評価の報告書の写し

ウ 耐震診断に係る契約書等の写し

エ 耐震診断に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震設計

ア 耐震改修の設計図書

イ 耐震改修の工事費見積り

ウ 耐震判定委員会による耐震改修計画の評価の報告書の写し

- エ 耐震設計に係る契約書等の写し
- オ 耐震設計に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第 1 1 条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた場合又はこの要綱の規定に違反したと認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市大規模建築物耐震化緊急対策事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 竹 田 茂
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第60号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成27年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第61号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
(1) 明らかな発熱を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
(4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日以上、標準的には20日から56日までの間隔）

第1期追加1回
第2期 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加（四種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	第1期初回・追加（三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風）	第2期（二種混合：ジフテリア・破傷風）	不活化ポリオ
味見真弓	味見診療所	○	○	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
辻俊三	宮津武田病院	○	△	△	△
曾根淳史					
荒川昌昭					
小柳博彦					
木崎二郎					
桂長門					
中村智樹	中川医院	○	○	○	○
中川長雄					
中川嘉洋	中川内科・小児科 クリニック	○	○	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○	○	○
今井敏雄					
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
林信昌	養老診療所	△	△	○	△
宮地高弘	宮地外科医院	○	○	○	○
宮地道弘					
山根行雄	山根医院	○	○	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○	○	○
大森齋	大森内科診療所	○	○	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須川典亮	須川医院	○	○	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日置潤也	日置医院	○	○	○	○
山添一郎	やまぞえこども クリニック	○	○	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮地道弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

* * *

宮津市告示第62号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行う

ので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。
平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - 第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地外科医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

* * *

宮津市告示第63号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行う
ので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 日本脳炎
- 2 予防接種の対象者の範囲

- 第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 第2期 9歳以上13歳未満の者
 接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 (1) 明らかな発熱を呈している者
 (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）
 第1期追加1回（初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）
 第2期1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味見真弓	味見診療所		
石井靖隆	日置診療所		
	府中診療所		
今出陽一朗	今出クリニック		
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		
中川長雄	中川医院		
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック		
浪江和生	浪江医院		
今井敏雄			
西原寛	西原医院		
堀川義治	宮津市由良診療所		
宮地高弘	宮地外科医院		
宮地道弘			
山根行雄	山根医院		
伊藤剛	いとうクリニック		
岩破淳郎	いわさく診療所		
岩破康二	岩破医院		
大森斎	大森内科診療所		
木村進	木村内科クリニック		
須川典亮	須川医院		
鳥居剛	鳥居クリニック		
日置潤也	日置医院		
山添一郎	やまぞえこどもクリニック		
石野秀岳	伊根診療所		
宮地道弘	本庄診療所		

- 7 予防接種を行う期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 * * *

宮津市告示第64号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。
 平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ヒブワクチン

- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回(27日(医師が認める場合は20日)以上、標準的には、27日(医師が認めた場合は20日)から56日までの間隔)
追加1回(初回接種終了後7月以上、標準的には、7月から13月までの間隔)

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

* * *

宮津市告示第65号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 小児用肺炎球菌ワクチン
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数
初回3回(標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。)

追加1回（生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

* * *

宮津市告示第66号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）ワクチン
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
岡所明良	岡所・泌尿器科医院

佐 藤 昌 平	佐藤医院
辻 俊 三	宮津武田病院
曾 根 淳 史	
荒 川 昌 昭	
小 柳 博 彦	
木 崎 二 郎	
桂 長 門	
中 村 智 樹	中川医院
中 川 長 雄	
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地外科医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成27年 4 月 1 から平成28年 3 月31日まで
* * *

宮津市告示第67号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により告示する。

平成27年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2 回（追加接種は、初回接種後 3 月以上、標準的には 6 月から12月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所

今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
* * *

宮津市告示第68号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 平成27年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
 - (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。
なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
辻 俊 三	宮津武田病院
曾 根 淳 史	
荒 川 昌 昭	

小 柳 博 彦	
木 崎 二 郎	
桂 長 門	
中 村 智 樹	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
林 信 昌	養老診療所
宮 地 高 弘	宮地外科医院
宮 地 道 弘	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
衣 川 磐	衣川整形外科医院
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
* * *

宮津市告示第69号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
	平成27年10月20日（火）
	平成27年11月17日（火）
平成27年4月21日（火）	平成27年12月15日（火）
平成27年5月19日（火）	平成28年1月19日（火）
平成27年6月16日（火）	
平成27年7月21日（火）	

平成27年 8月18日(火)	平成28年 2月16日(火)
平成27年 9月15日(火)	平成28年 3月15日(火)

7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約(平成18年4月1日京都府知事届出)の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」を「京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」に改める。

第5条第1項中「宮津市長」を「与謝野町長」に改め、同条第2項中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「伊根町及び与謝野町(以下「関係町」)」を「宮津市及び伊根町(以下「関係市町」)」に改める。

第6条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第7条第2項中「関係町」を「関係市町」に、「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第8条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第9条中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「宮津市議会」を「与謝野町議会」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

第11条中「宮津市」を「与謝野町」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

附 則

- この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成26年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第71号

宮津市公印のうち企画総務室長印を次のとおり廃止したので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第5条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

宮津市長 井上正嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	廃止期日
<省 略>	企画総務室長印 企画総務室長名をもって発する文書	平成27年 4月 1日

* * *

宮津市告示第72号

宮津市公印として、新たに総務室長印を次のとおり調整したので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第5条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1日

宮津市長 井上正嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
-----	-------------	--------

< 省 略 >	総務室長印 総務室長名をもって発する文書	平成27年 4 月 1 日
---------	-------------------------	---------------

* * *

宮津市告示第73号
 宮津市公印として、新たに理事印を次のとおり調整したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第5条第2項の規定により告示する。
 平成27年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
< 省 略 >	理事印 理事名をもって発する文書	平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第74号
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成27年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
 住所 宮津市字鶴賀2065番地の4
 氏名 WILLER TRAINS 株式会社

* * *

宮津市告示第75号
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成27年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
 住所 宮津市字文珠314番地の2
 氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 織 田 宗 洋

* * *

宮津市告示第76号
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成27年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 京都府下京区西七条掛越町65番地
氏名 公益社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第77号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2060番地の65
氏名 株式会社鶴賀清掃社

* * *

宮津市告示第78号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <省略>
氏名 北地吉昌

* * *

宮津市告示第79号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第80号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2
氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第82号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住 所 宮津市字獅子崎1162番地
氏 名 YMSほりかわ
代表者 堀 川 義 治

* * *

宮津市告示第83号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受任者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15
氏名 株式会社富士ダイナミクス 大阪営業所
取締役大阪営業所長 長谷川 雅 人

* * *

宮津市告示第84号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市嘗天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受任者

住所 <省 略>
氏名 文珠自治会 会長 小 田 彰 彦

* * *

宮津市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字河原1850番地	元結屋27 会長 大 江 昌 嗣

* * *

宮津市告示第86号

平成19年4月1日付け宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	企画総務室	出納管理室 会計係長	企画総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
	自立循環型 経済社会推進室		自立循環型経済社会推進室に所属する職員	上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 浜町立体駐車場使用料の収納
	健康福祉室		健康福祉室に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 介護保険料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納 未熟児養育医療自己負担徴収金の収納
	教育委員会事務局総括室		教育委員会事務局総括室に所属する職員	幼稚園保育料の収納 宮津市史等頒布収入の収納 コピー使用料等相当額の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納
変更後	総務室	出納管理室 副室長	総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
	自立循環型 経済社会推進室		自立循環型経済社会推進室に所属する職員	上世屋緑へのいざない頒布収入の収納
	健康福祉室		健康福祉室に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の

			収納 保育所職員給食費相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 介護保険料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納 未熟児養育医療自己負担徴収金の収納 児童扶養手当返還金の収納
	観光まちづくり推進室	観光まちづくり推進室に所属する職員	浜町立体駐車場使用料の収納
	教育委員会事務局総括室	教育委員会事務局総括室に所属する職員	幼稚園保育料の収納 宮津市史等頒布収入の収納 コピー使用料等相当額の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納

2 変更年月日 平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年 8 月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <省 略>
 氏名 宮 前 善 有
- 3 変更年月日 平成27年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
 平成27年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第88号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第 8 条第 1 項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 公の施設の名称
 宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
 変更前 小田宿野自治会 会長 小 倉 正 博
 変更後 小田宿野自治会 会長 小 倉 千 明
- 3 変更日
 平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第89号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公の施設の名称
宮津市水産加工販売施設
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 田井自治会 会長 森 和 宏
変更後 田井自治会 会長 宮 前 善 有
- 3 変更日
平成27年4月1日

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程

（宮津市事務決裁規程の一部改正）

第1条 宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「定める副室長」の次に「、議会議務局次長」を加える。

第9条中「室長等」の次に「（理事の配置があるときは、当該事項を所管する理事）」を加える。

別表第1市長決裁事項の表第13項中「及び企画総務室長」を「、理事及び総務室長」に改め、同表第14項中「企画総務室長」を「理事及び総務室長」に改める。

別表第2企画総務室長専決事項の表中「企画総務室長専決事項」を「総務室長専決事項」に改め、同表第7項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

別表第3副室長共通専決事項の表中「副室長共通専決事項」を「副室長等共通専決事項」に改め、別表第3企画総務室副室長専決事項の表中「企画総務室副室長専決事項」を「総務室副室長専決事項」に改め、同表中第18項を第20項とし、第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項の次に次の2項を加える。

16 前項に係る個人住民税及び源泉徴収した所得税の支出負担行為及び支出命令

17 杉末会館及び杉末児童館の使用許可に関すること。

別表第3市民室副室長専決事項の表中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項から第19項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3健康福祉室副室長専決事項の表の次に次の表を加える。

観光まちづくり推進室副室長専決事項（所管事務に係る事項に限る。）

1 市営駐車場の使用許可に関すること。

別表第3建設室副室長専決事項の表中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

（宮津市重要課題特別チーム設置規程の一部改正）

第2条 宮津市重要課題特別チーム設置規程（平成18年訓令甲第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「室長（以下「所管室長」を「室長又は理事（以下「所管室長等」に改め、同条第3項中「所管室長」を「所管室長等」に改める。

（宮津市例規審査委員会規程の一部改正）

第 3 条 宮津市例規審査委員会規程（昭和60年訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

第 6 条中「企画総務室」を「総務室」に改める。

（宮津市職員衛生管理規程の一部改正）

第 4 条 宮津市職員衛生管理規程（昭和56年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「企画総務室長」を「総務室長」に改め、同条第 3 項中「企画総務室職員係長」を「総務室職員係長」に改める。

第 5 条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

第10条第 2 項第 2 号中「企画総務室職員係長」を「総務室職員係長」に改める。

第17条第 1 項中「第61条各号」を「第61条第 1 項各号」に、「A 1」を「別表第 2 に掲げる A 1」に改める。

（宮津市公用自動車等管理規程の一部改正）

第 5 条 宮津市公用自動車等管理規程（昭和46年訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第22条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市文書管理規程の一部改正）

第 6 条 宮津市文書管理規程（平成13年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「企画総務室」を「総務室」に、「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市広報事務取扱規程の一部改正）

第 7 条 宮津市広報事務取扱規程（昭和60年訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「企画総務室」を「総務室」に改める。

第 4 条第 2 項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

第 5 条中「企画総務室」を「総務室」に、「すべて」を「全て」に改める。

第 6 条、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第11条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市電子計算組織の管理に関する規程の一部改正）

第 8 条 宮津市電子計算組織の管理に関する規程（平成 3 年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部改正）

第 9 条 宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程（平成14年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市職員採用選考規程の一部改正）

第 1 0 条 宮津市職員採用選考規程（昭和34年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市職員服務規程の一部改正）

第 1 1 条 宮津市職員服務規程（平成 5 年訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正）

第 1 2 条 宮津市職員の時差勤務に関する規程（平成19年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市職員記章はい用規程の一部改正）

第 1 3 条 宮津市職員記章はい用規程（昭和33年訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市役所当直規程の一部改正）

第 1 4 条 宮津市役所当直規程（昭和42年訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 7 条第 2 号中「企画総務室」を「総務室」に改める。

第 9 条第 1 項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市職員研修規程の一部改正）

第 1 5 条 宮津市職員研修規程（平成 5 年訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般
各 かい

宮津市職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

宮津市職員の職名に関する規程（昭和33年訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「室長」を「理事、室長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 3 号

庁中一般
各 かい

宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程の一部を改正する規程

宮津市職員通勤手当支給の特例に関する規程（昭和37年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表第 3 号中「北近畿タンゴ鉄道」を「京都丹後鉄道」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 4 号

庁中一般
各 かい

宮津市理事者会議設置要綱及び宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市理事者会議設置要綱及び宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱の一部
を改正する要綱

（宮津市理事者会議設置要綱の一部改正）

第 1 条 宮津市理事者会議設置要綱（平成 3 年訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「教育長」の次に「、理事」を加える。

第 5 条中「企画担当室」を「総務室」に改める。

（宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱の一部改正）

第 2 条 宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱（平成26年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 7 条中「企画担当室長」を「総務室長」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 5 号

庁中一般

各 かい

宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領

(宮津市嘱託職員取扱要領の一部改正)

第1条 宮津市嘱託職員取扱要領(昭和60年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第6条第2項及び第26条(見出しを含む。)中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

第27条中「企画総務室長」を「総務室長」に、「うえ」を「上」に改める。

(臨時職員取扱要領の一部改正)

第2条 臨時職員取扱要領(昭和58年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務室長」を「総務室長」に、「うえ」を「上、」に改める。

第9条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

第13条第2項中「企画総務室長」を「総務室長」に、「うえ」を「上」に改める。

第18条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第8号

平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成27年3月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

受験番号

C 3 0 0 1 D 4 0 0 1

* * *

宮津市公告第9号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成27年3月17日から2週間、宮津市建設室(本館南棟2階)において縦覧に供します。

平成27年3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成27年3月31日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
宮津市字宮村、喜多及び滝馬の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字宮村、喜多及び滝馬の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり

* * *

宮津市公告第10号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年 3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第11号

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成27年 4月 1日

宮津市長 井 上 正 嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字上司地内	平成27年 4月19日 午前 9 時00分ごろ	16台

水 道 企 業

〈告 示〉

宮津市水道告示第 1 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第 2 号)第10条の規定により告示する。

平成27年 3月11日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S14125号

- (1) 名 称 野口電気設備
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字算所386番地 4
- (3) 代表者 野 口 広 之

* * *

宮津市水道告示第 2 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第 2 号)第10条の規定により告示する。

平成27年 3月20日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S14126号

- (1) 名 称 キヌガワ設備
- (2) 所在地 舞鶴市字余部下1010番地の 4
- (3) 代表者 衣 川 清 貴

* * *

宮津市水道告示第 3 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第 2 号)第10条の規定により告示する。

平成27年 3月20日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S14127号

- (1) 名 称 石川設備
- (2) 所在地 舞鶴市字福来150番地62
- (3) 代表者 石 川 武 志

《規 程》

宮津市水道事業管理規程第 1 号

宮津市水道事業処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市水道事業処務規程の一部を改正する規程

宮津市水道事業処務規程（昭和43年水管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「建設室に」の次に「建設総務係、」を加え、「水道整備係及び浄水係」を「及び水道整備係」に改める。

第 5 条建設管理係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とし、第 11 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同項の前に次の 1 項を加える。

建設総務係

- (1) 水道関係工事の入札及び請負契約に関すること。
- (2) 指定給水装置の工事業者に関すること。

第 5 条水道整備係の項中「配水管及び附属施設」を「水道施設」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (8) 水質の管理及び検査に関すること。
- (9) 水源の汚染防止及び保全に関すること。
- (10) 浄水場管理人の指揮監督に関すること。

第 5 条浄水係の項を削る。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理規程第 2 号

宮津市水道事業囑託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市水道事業囑託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部を改正する規程

（宮津市水道事業囑託職員取扱規程の一部改正）

第 1 条 宮津市水道事業囑託職員取扱規程（昭和60年水管規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

（宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部改正）

第 2 条 宮津市水道事業臨時職員取扱規程（昭和60年水管規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「企画総務室長」を「総務室長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

議 会

《規 程》

宮津市議会規程第 1 号

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月31日

宮津市議会議長 松 浦 登美義

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程

宮津市議会事務局規程（昭和41年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「係長」を「事務局次長、係長」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、その事務を掌理する。

第10条中「昭和60年訓令甲第2号」の次に「。以下「決裁規程」という。」を加え、「及び副室長等共通専決事項」を削り、同条中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（事務局次長の専決事項）

第10条の2 事務局次長は、決裁規程に定める副室長等共通専決事項のほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 議員共済に関すること。
- (2) 議場及び委員会室の使用に関すること。
- (3) 自動車の使用に関すること。
- (4) その他事務局長が命じた事項

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会

《規 則》

宮津市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則

宮津市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年条例第21号）第2条第3号に規定する教育委員会が定める特例は、職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和33年規則第2号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則の規定は適用しない。

* * *

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（宮津市教育委員会基本規則の一部改正）

第1条 宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

第3条から第5条まで 削除

第7条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 8 条第 1 項中「を通じ委員長」を削る。

第 9 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 10 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 3 章中第 17 条の次に次の 2 条を加える。

(委員会の会議への報告)

第 1 7 条の 2 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

(1) 委員会が重点的に講じるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議

(3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議(指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議)

(4) 前 3 号に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 25 条第 1 項の規定により教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議(当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。)

(5) 法第 25 条第 1 項の規定により教育長に臨時に代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議(当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。)

(教育長の職務代理)

第 1 7 条の 3 教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長の指名する委員がその職務を行う。

(宮津市教育委員会公告式規則の一部改正)

第 2 条 宮津市教育委員会公告式規則(昭和 31 年教委規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

第 2 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

(宮津市教育委員会会議規則の一部改正)

第 3 条 宮津市教育委員会会議規則(昭和 31 年教委規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「)第 15 条」を「。以下「法」という。)第 16 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 14 条第 2 項の規定により会議の招集の請求があったときは、臨時会を招集するものとする。

第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 5 条中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改める。

第 6 条、第 8 条第 2 項及び第 9 条から第 12 条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第 13 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に、「採取」を「採決」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 15 条第 1 項及び第 16 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 18 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推せんする者を」を削り、同条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 19 条第 9 号及び第 20 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(会議録の公表)

第 2 1 条 教育長は、会議録(第 5 条ただし書の規定により会議を秘密会とした場合の会議録を除く。)を作成したときは、これを公表しなければならない。

(宮津市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第 4 条 宮津市教育委員会傍聴人規則(昭和 60 年教委規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 3 条中「の各号」を削り、同条第 4 号中「委員長」を「教育長」に改める。

第 5 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 7 条中「すべて委員長」を「全て教育長」に改める。

(宮津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 5 条 宮津市教育委員会公印規則(平成12年教委規則第16号)の一部を次のように改正する。
別表委員長印の項及び委員長職務代理者印の項を削る。

(宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の一部改正)

第 6 条 宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則(昭和60年教委規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第19条第 2 項」を「第18条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の宮津市教育委員会基本規則、第 2 条の規定による改正後の宮津市教育委員会公告式規則、第 3 条の規定による改正後の宮津市教育委員会会議規則、第 4 条の規定による改正後の宮津市教育委員会傍聴人規則、第 5 条の規定による改正後の宮津市教育委員会公印規則及び第 6 条の規定による改正後の宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の宮津市教育委員会基本規則、第 2 条の規定による改正前の宮津市教育委員会公告式規則、第 3 条の規定による改正前の宮津市教育委員会会議規則、第 4 条の規定による改正前の宮津市教育委員会傍聴人規則、第 5 条の規定による改正前の宮津市教育委員会公印規則及び第 6 条の規定による改正前の宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

* * *

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月31日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第 3 号

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則(平成 3 年教委規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

1 小学校の項の表宮津小学校の項中「ゲンゼ」の次に「、小田、喜多、今福、天神、鳥が尾、松縄手」を加え、同表上宮津小学校の項を削る。

2 中学校の項の表宮津中学校の項中「及び上宮津小学校通学区域」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第 4 号

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立幼稚園管理に関する規則(昭和49年教委規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「満 4 歳」を「満 3 歳」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、幼児の保護者に宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第14号。以下「条例」という。)第 3 条に定める幼稚園保育料(以下「保育料」という。)の滞納があるとき又は幼児の保護者が正当な理由なく保育料を納入しないときは、入園を拒否し、又は退園させることができる。

第 5 条中「350人」を「90人」に、「105人」を「60人」に改める。

第 7 条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(幼稚園保育料の減免等)

第 9 条の 2 条例第 8 条の規定により幼稚園保育料を減免する場合は、次のとおりとし、その割合は、委員会が別に定めるところによる。

- (1) 園児の属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
 - (2) 園児の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
 - (3) 園児の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
 - (4) 園児の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が特に必要と認める場合
- 2 委員会は、園児の疾病等やむを得ない理由により、長期にわたり通園が不可能となった場合において、その月の欠席日数が当該月の休業日を除く全ての教育日数に達するときは、その月の幼稚園保育料を徴収しないこととすることができる。
- 3 前 2 項に規定する減免等の適用を受けようとする者は、宮津市幼稚園保育料減免等申請書を委員会に提出しなければならない。
- 第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(一時預かり事業)

第 1 5 条 幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間において、一時預かり事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を実施する。

- 2 一時預かり事業を実施する幼稚園は、宮津幼稚園及び栗田幼稚園とする。
- 3 一時預かり事業の実施時間は、園児の降園時から午後 6 時 30 分までとする。ただし、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日は、午前 8 時から午後 6 時 30 分までとする。
- 4 一時預かり事業の休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日とする。
- 5 一時預かり事業を利用できる幼児は、現に当該事業を利用しようとする幼稚園に通園する園児であって、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものとする。
- 6 条例第 7 条第 2 項の納期限は、一時預かり事業を利用した月の翌月の初日とする。ただし、その期限が宮津市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(宮津市立幼稚園保育料の減免に関する規則の廃止)
- 2 宮津市立幼稚園保育料の減免に関する規則（昭和 47 年教委規則第 6 号）は、廃止する。

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 4 号

平成 27 年第 3 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成 27 年 3 月 5 日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成 27 年 3 月 6 日（金）午前 8 時 30 分
- 2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第 5 号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年教委規則第 4 号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 28 号）第 7 条の規

定により告示する。
平成27年 3月19日

宮津市教育委員会
委員長 生駒 正子

重要文化財旧三上家住宅（宮津市字河原1850番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 元結屋27

代表者 会長 大江 昌嗣

所在地 宮津市字河原1850番地

(2) 指定期間 平成27年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

* * *

宮津市教育委員会告示第 6 号

平成27年第 4 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年 3月24日

宮津市教育委員会
委員長 生駒 正子

1 日 時 平成27年 3月25日（水）午後 1 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第 7 号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第 8 号）第 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成27年 3月31日

宮津市教育委員会
委員長 生駒 正子

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		午前 9 時から 正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで	
競技場	全面使用	3,600円	7,200円	9,000円	18,000円	
	部分 使用	競技場の 2 分の 1 を 使用する場合	1,800円	3,600円	4,500円	9,000円
		競技場の 4 分の 1 を 使用する場合	900円	1,800円	2,300円	4,500円
剣道場		900円	1,800円	2,200円	4,500円	
柔道場		900円	1,800円	2,200円	4,500円	
多目的練習場		1,400円	2,300円	2,500円	5,600円	
トレーニング室（1人につき）		300円	300円	300円		
会議室		600円	800円	1,000円	2,200円	
健康体力相談室		400円	600円	800円	1,600円	

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の 3 倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね 3 回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の 10 分の 8 とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間あたりの額（その額

に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,500円	申込日から半年
	回数券(11回)	3,000円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
会議室	冷 房 料	1時間につき 300円
	暖 房 料	1時間につき 300円

(3) 付属設備利用料金

区 分	単 位	利用料金	備 考	
移動ステージ	一式 一日につき	20,000円		
バレーボール競技用具	1組 1日につき	200円		
バドミントン競技用具	1組 1日につき	200円		
テニス競技用具	1組 1日につき	200円		
バスケット競技用具	1組 1日につき	1,000円		
ハンドボール競技用具	1組 1日につき	200円		
卓球競技用具	1組 1日につき	200円		
放送設備	一式 1日につき	1,500円	ワイヤレスマイクロホンを含む。	
展示用パネル	1枚 1日につき	100円		
コインロッカー	1回	50円		
電 光 器 具	システムカウンタ ー	1台 1日につき	200円	操作盤
	ショットクロック	1台 1日につき	200円	
	スポーツタイマー	1台 1日につき	200円	
温水シャワー	1回	100円		

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー及び温水シャワーを除く。)

2 適用年月日

平成27年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第8号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則(平成12年教委規則第15号)第6条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用区分		使用料金	利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	
文化ホール	平日	21,600円	7,800円	10,800円	
	土曜日、日曜日及び休日	26,400円	9,600円	13,200円	

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の 2 倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の 10 分の 6 とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は 30 分以上を切り上げ、30 分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合は、次の表に定める額とする。ただし、午前 9 時から午後 10 時までの区分とする。

使用区分		使用時間	利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
		午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	
文化ホール	平日	4,020円	1,560円	2,160円	
	土曜日、日曜日 及び休日	4,900円	1,920円	2,640円	

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から 1 週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 6 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合は、次の表に定める額とする。

使用区分		使用時間	利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	
文化ホール		6,000円	2,000円	2,400円	

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は 30 分以上を切り上げ、30 分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に

定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用区分 \ 使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後10時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで
文化ホール	冷 房 料	20,000円	8,000円	8,000円
	暖 房 料	15,000円	6,000円	6,000円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用区分 \ 使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後10時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで
冷暖房利用		4,200円	1,400円	1,600円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品 名	単 位	利用料金	備 考
舞 台 設 備	金びょうぶ	1 双	1,500円	
	グランドピアノ	1 台	9,000円	調律別
	平台	一式	1,000円	
	演台	1 台	500円	
	司会者用演台	1 台	300円	
	花台	1 台	100円	
	指揮者台	1 台	300円	
	指揮者譜面台	1 台	300円	
	奏者譜面台	1 台	100円	
	映写スクリーン	一式	800円	
	地がすり	1 枚	500円	
	毛せん	1 枚	300円	
照 明 設 備	照明基本セット（ボーダーライト）	1 列	無料	

	照明(A)セット	一式	1,500円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式	
	照明(B)セット	一式	5,000円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾントライト 1列 アッパーホリゾントライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列	
	サスペンションライト	1灯	100円		
	ホリゾントライト(ロア又はアッパー)	1列	1,000円		
	シーリングライト	1列	1,000円		
	フロントサイドライト	一式	1,000円		
	ピンスポットライト	1台	700円		
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー	
	チャンネル	1チャンネル	1,000円	回線料	
	マイク ホン	ダイナミック型	1本	500円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	800円	
		ワイヤレス	1本	800円	
	マイクスタンド	1本	100円		
	レコーダー	カセットテープ	1台	1,500円	
		ミニディスク	1台	2,000円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,500円		
モニタースピーカー(固定式又は可動式)	各1台	1,000円			
映像設備	スクリーン	一式	800円		
	ビデオプロジェクター	1台	3,200円		
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,500円		
	ビデオテープデッキ	1台	1,000円		
持込器具	1kw	300円			

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間(各4時間)をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6相当額とする。
- 3 照明用色フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,800円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明設備	照明基本セット(ボーダーライト)	1列	無料	

音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー（固定式又は可動式）	各1台	200円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ポーターライト）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

平成27年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第9号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教委規則第1号）第5条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 利用料金

(1) 中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後 1時まで又は午後 1時から午後5時 まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する場合	3,000円	1,000円	1,200円
	前面を使用する場合	6,000円	2,000円	2,400円
小 会 議 室		2,400円	800円	1,000円
談 話 室		1,300円	500円	600円
和 室		2,100円	700円	800円
体 験 学 習 室		2,400円	800円	1,000円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(2) 宮津分館利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金	
		全 日	半 日
		午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで

宮津分館	2,000円	1,200円
------	--------	--------

備考

- 1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 2 2日以上連続して利用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 連続利用日	利用料金	
	全日	半日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで
2日目	1,900円	1,140円
3日目	1,800円	1,080円
4日目	1,700円	1,020円
5日目	1,600円	960円
6日目	1,500円	900円
7日目	1,400円	840円
8日目	1,300円	780円
9日目	1,200円	720円
10日目	1,100円	660円
11日目以降	1,000円	600円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

(1) 中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分及び場所		利用料金			
		全日	半日	夜間	
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後1時 まで又は午後1時から午後5 時まで	午後5時から 午後10時まで	
大会議室	2分の1を使用 する場合	冷房料	2,100円	700円	800円
		暖房料	2,100円	700円	800円
	全面を使用す る場合	冷房料	4,200円	1,400円	1,600円
		暖房料	4,200円	1,400円	1,600円
小会議室		冷房料	1,800円	600円	700円
		暖房料	1,800円	600円	700円
談話室		冷房料	900円	300円	400円
		暖房料	900円	300円	400円
和室		冷房料	1,600円	500円	600円
		暖房料	1,600円	500円	600円
体験学習室		冷房料	1,800円	600円	700円
		暖房料	1,800円	600円	700円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(2) 宮津分館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分	利 用 料 金	
	全 日	半 日
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から午後 1 時 まで又は午後 1 時から 午後 5 時まで
冷 房 料	1,600円	900円
暖 房 料	1,600円	900円

備考

- 1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 2 2日以上連続して利用する場合の冷暖房装置利用料金は、次の表に定める額とする。

使用区分及び 使用時間 連続利用日数	冷 房 料		暖 房 料	
	全 日	半 日	全 日	半 日
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで
2 日目	1,520円	855円	1,520円	855円
3 日目	1,440円	810円	1,440円	810円
4 日目	1,360円	765円	1,360円	765円
5 日目	1,280円	720円	1,280円	720円
6 日目	1,200円	675円	1,200円	675円
7 日目	1,120円	630円	1,120円	630円
8 日目	1,040円	585円	1,040円	585円
9 日目	960円	540円	960円	540円
10 日目	880円	495円	880円	495円
11 日目以降	800円	450円	800円	450円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

3 適用年月日

平成27年 4 月 1 日

* * *

宮津市教育委員会告示第10号

重要文化財旧三上家住宅の利用料金を次のとおり承認したので、重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）第5条第3項の規定により告示する。

平成27年 3 月 31 日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

1 利用料金

観覧

区 分	個 人 (1 人 1 回 に つ き)	団 体 (1 人 1 回 に つ き)
一般	350円	300円
小学生及び中学生	250円	200円

備考

- 1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 2 団体とは、15人以上のものをいう。
- 3 学齢に達しないものについては、利用料金を徴収しない。

- 4 指定管理者が発行する証明書（宿泊者優待券）を所持する者が重要文化財旧三上家住宅を閲覧した場合の利用料金は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区 分	個人 (1人1回につき)
一般	300円
小学生及び中学生	200円

使用

区 分	使用の単位	利用料金
オクザシキ	全 日 (午前9時から午後5時まで)	2,400円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は 午後1時から午後5時まで)	1,200円
茶室(水屋及び二畳 を含む。)	全 日 (午前9時から午後5時まで)	5,600円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は 午後1時から午後5時まで)	2,800円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

- 2 適用年月日
平成27年4月1日

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般
各教育機関

教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を総括室長に専決させる事務を定める規程を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 藤本 長 壽

教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を総括室長に専決させる事務を定める規程

宮津市教育委員会基本規則(昭和31年教委規則第4号)第17条の3の規定により指名された教育委員が教育長の職務を行う場合は、宮津市教育委員会事務決裁規程(平成3年教育長訓令甲第2号)の規定に基づき副室長に専決させる事務を除き、その権限に属する事務を総括室長に専決させる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規程の規定は適用しない。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 藤 本 長 壽

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「とともに、教育長に事故があるときは、これを代理する」を削り、同条第2項中「教育長及び総括室長とも」を「総括室長」に改める。

第3条学校教育係の項中第21条を第23号とし、第16号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第15号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 放課後における児童の健全な育成に関すること。

第3条学校教育係の項中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総合教育会議に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第2条の規定は適用せず、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第3号

庁 中 一 般
各教育機関

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程（昭和57年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条の規定は適用せず、改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第4号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程（平成19年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育長、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第2条の規定は適用せず、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第6号

平成27年4月12日執行予定の京都府議会議員一般選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成27年4月3日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第7号

平成27年4月12日執行予定の京都府議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成27年3月30日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成27年4月3日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、599人である。

平成27年3月31日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第9号

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

平成26年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成26年 5 月14日	ActionforMIYAZU 中 島 武 文	選挙運動	全有権者
平成26年 5 月15日	〃	〃	〃
平成26年 5 月16日	〃	〃	〃
平成26年 6 月11日	北 仲 篤	選挙運動	全有権者
平成26年 6 月12日	〃	〃	〃
平成26年 6 月13日	〃	〃	〃

公平委員会

〈規 則〉

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

宮津市公平委員会
委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 市長部局の項を次のように改める。

市長部局	室長、副室長 総務室 総務調整係長、行政係長、職員係長及び給与・人事担当の上席の係員、秘書広報係長 自立循環型経済社会推進室 企画政策係長 財務室 予算係長 理事
------	---

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

〈公 表〉

宮津市監査公表第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成27年 3 月27日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 徳 本 良 孝

平成26年度 定期監査結果報告書

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 監査の期間

平成27年 1 月 7 日から平成27年 3 月27日まで

3 監査の方法等

平成26年 4 月 1 日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全室・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、概ね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら公共の福祉の増進に努められることを期待する。

平成 2 6 年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

部局別職員数の状況

部局	室	定 数	職 員 数 平成26年10月1日	職 員 数 平成25年4月1日
市長 事務 部局	企画総務室	185人	25人	25人
	自立循環型経済社会推進室		12人	12人
	財 務 室		19人	19人
	市 民 室		24人	24人
	健康福祉室		48人	48人
	産業振興室		21人	19人
	建 設 室		27人	27人
	出納管理室		4人	5人
小 計		185人	180人	179人
議 会		5人	4人	4人
教 育 委 員 会		48人	40人	42人
選 挙 管 理 委 員 会		1人	0人	0人
公 平 委 員 会		1人	0人	0人
監 査 委 員		2人	1人	1人
農 業 委 員 会		3人	2人	2人
公 営 企 業		15人	13人	14人
合 計		260人	240人	242人

職員数は、前年の 242人から240人へ 2人の減員が図られている。平成17年の300人から比較すると60人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的には概ね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務の取扱いについては、法令、規則等に基づき執行することとし、「財政健全化計画2011」の着実な推進に努められたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、平成26年4月1日から10月31日までに執行された委託業務、工事・修繕、補助金及び貸付金の状況は、次のとおりである。
部局別事務事業の状況

部局別	室局別	事務事業の件数				合 計 ~	前年度 合 計
		委託業務	工事・修繕	補助金	貸付金		
市長 事務 部局	企画総務室	37	6	36	1	80	60
	自立循環型経済社会推進室	14	1	2		17	14
	財 務 室	16	3		1	20	14
	市 民 室	70	14	7		91	82
	健康福祉室	91	2	17		110	100
	産業振興室	15	29	24		68	70
	建 設 室	81	63	2		146	137
	出納管理室						
小 計		324	118	88	2	532	477
議 会		2				2	2
教育委員会		54	13	15		82	61
選挙管理委員会							
公平委員会							
監 査 委 員							
農 業 委 員 会		1				1	1
合 計		381	131	103	2	617	541

(市民室に係る美化事業、資源ゴミ報奨金については、一括してそれぞれ1件とした。)

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、計76件増加している。内訳は、委託業務が29件、工事・修繕が29件、補助金が19件増加し、貸付金は1件減少している。

4 契約事務について

(1) 契約状況

委託業務について

○ 監査対象とした委託業務 381件の契約方法は、指名競争入札 44件(11.5%)

随意契約 337件(88.5%) となっており、指名競争入札の件数が増加しつつあるものの、大部分が随意契約で執行されている。

委託業務の契約方法

区 分	委 託 業 務		前年度の委託業務	
	件 数 (件)	構 成 比 (%)	件 数(件)	構 成 比 (%)
条件付一般競争入札	0	0.0	1	0.3
指名競争入札	44	11.5	41	11.6
随 意 契 約	337	88.5	310	88.1
計	381	100.0	352	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

委託業務の契約金額別件数

契約金額の区分	委託業務		前年度の委託業務	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	65	17.1	58	16.5
10万円超 50万円以下	138	36.2	115	32.7
50万円超 100万円以下	45	11.8	38	10.8
100万円超 500万円以下	85	22.3	97	27.5
500万円超 1,000万円以下	19	5.0	23	6.5
1,000万円超	29	7.6	21	6.0
計	381	100.0	352	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、1年間の額で区分した。)

○ 指名競争入札による44件の入札者数は次のとおりであった。

随意契約によるもの337件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

委託業務の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契約区分	契約件数	入札・見積り業者数				前年度契約件数	
		なし	1者	2者	3者以上		
条件付一般競争入札						1	
指名競争入札	44			12	32	41	
(167条の2第1項各号の要旨)							
随意契約	第1号 予定価格が範囲内	161	3	105	23	30	154
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	164	11	153			145
	第3号 福祉団体等との契約	6		6			7
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第5号 緊急の必要により	1		1			2
	第6号 競争入札に付することが不利	4		4			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格						
	第8号 競争入札に付し入札者が無い	1		1			2
	第9号 落札者が契約しないとき						
小計	337	14	270	23	30	310	
計	381	14	270	35	62	352	

工事・修繕について

○ 工事等に係るもの131件の契約方法は、条件付一般競争入札を行ったもの2件(1.5%)、指名競争入札を行ったもの76件(58.0%)、随意契約によるもの53件(40.5%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区分	工事等		前年度の工事等	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	2	1.5		
指名競争入札	76	58.0	41	40.2
随意契約	53	40.5	61	59.8
計	131	100.0	102	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契約金額の区分	工事・修繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	24	18.3	34	33.3
50万円超 130万円以下	31	23.7	26	25.5

130万円超 300万円以下	22	16.8	16	15.7
300万円超 1,000万円以下	34	25.9	9	8.8
1,000万円超 5,000万円以下	13	9.9	11	10.8
5,000万円超 1億5,000万円以下	6	4.6	5	4.9
1億5,000万円超	1	0.8	1	1.0
計	131	100.0	102	100.0

○ 条件付一般競争入札による 2 件の入札者数、指名競争入札による 76 件の入札者数は、次のとおりであった。

随意契約による 53 件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契約区分 (167条の2第1項各号の要旨)	契約 件数	入札・見積り業者数				前年度 契約件数	
		なし	1者	2者	3者以上		
条件付一般競争入札	2				2		
指名競争入札	76				76	41	
随意 契約	第1号 予定価格が範囲内	36		11	1	24	50
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	16		14	1	1	6
	第3号 福祉団体等との契約						
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第5号 緊急の必要により	1		1			5
	第6号 競争入札に付することが不利						
	第7号 時価に比して著しく有利な価格						
	第8号 競争入札に付し入札者が無い						
	第9号 落札者が契約しないとき						
小 計	53		26	2	25	61	
計	131		26	2	103	102	

(2) 契約、文書事務について

文書事務について

文書事務に係る不適切さについては、これまでから繰り返し指摘し、一昨年、昨年と特に厳しく指摘してきたところである。これらを踏まえ、昨年4月と10月に庶務担当係長会議が開催され、文書事務をはじめ契約事務、伝票などの適正な処理について徹底が図られ、ミスなどの件数も少なくなり改善傾向が伺えた。

しかしながら、件数は少なくなったものの誤字、脱字やファイルの上書きによる年度等の更新忘れなど単純なミスも見受けられた。また、庶務担当係長会議の報告が生かされていない項目が散見された。

監査の過程において気付いた軽微な事項については、その都度口頭で指導し、改善など積極的に対応するよう指示した。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の報告の徹底を図り、適正な事務処理が行われるよう強く望むものである。

印紙について

契約書に貼付された印紙について確認したところ、印紙税額の軽減措置がされているにも拘らず軽減前の印紙が貼付されたり、消費税額を記載金額に含めた印紙が貼付されているケースが見受けられた。

本来、地方公共団体は印紙税法第5条により非課税であり、契約の相手方(業者)が貼付した

ものであるというものの、契約事務として適切な処理が望まれる。印紙税法に照らし、契約書の内容が非課税であるかどうか、また印紙税額が適正であるかどうかについて徹底を図り適切な事務処理に努められたい。

契約状況について

・ 随意契約と競争入札の割合

前年度と比較し、委託業務に係る契約件数は 29件の増、工事・修繕についても 29件増加している。

委託業務に係る契約方法は、指名競争入札が 44件(11.5%)、随意契約が 337件(88.5%)となっており、大部分が随意契約で執行されている。

また、工事・修繕については、条件付指名競争入札が 2件(1.5%)、指名競争入札が 76件(58.0%)、随意契約が 53件(40.5%)となっており、競争入札と随意契約の割合は、59.5%対40.5%で前年度と比較すると競争入札と随意契約の構成比が逆転している。競争性、経済性を重視して競争入札を推進した結果と評価できるものである。

一方、随意契約のうち委託業務の 80.1% 270件、工事・修繕の 49.1% 26件が1者見積もりで行われている。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であり、その中でも1者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

・ 競争入札の状況

工事等の指名競争入札において、今年度の特徴として、施工体制確保が困難なためや工期内に工事ができないためなどの理由による入札辞退がかなりの件数見受けられた。また一方、最低制限価格未滿により失格となった入札が何件も見受けられた。

契約書の作成について

契約書については、契約の目的によって基準契約書が示されているところである。契約の締結にあたっては、契約書を熟読の上、特に業務完了報告及び検査欄など契約の内容に整合した契約書となるよう努められたい。

また、袋とじの仕方、押印の位置等がまちまちであり、全庁的に統一感のある事務処理に努められたい。

前年度の監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議が開催され、契約事務について全庁的な指導がなされたところである。今後は、より適正な契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金について

監査対象とした補助金は 103件で、前年度から 19件増加している。これは、市制60周年記念による各地区自主企画記念事業補助金が増加したためである。

監査を行った交付事務については、概ね適正に行われていると認められた。

各種団体への補助金の交付にあたっては、過去の経過等にとらわれず対象団体の現状を的確に把握し、補助の必要性やその効果、また積算の妥当性を明確にして適切な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施、年3回の徴収強化月間による電話催告や臨戸訪問など収納率向上に努められているところである。

負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実状を把握した上で、引き続き効果的な滞納整理策を積極的に進められたい。また、口座振替の利用促進に向けての周知に努めるとともにコンビニ納付等の新たな収

納方法の研究を行い、自主納付・納期内納付など収納率の向上に努められたい。

農 業 委 員 会

〈 告 示 〉

宮津市農業委員会告示第 4 号

宮津市農業委員会臨時総会を次のとおり招集する。

平成27年 3 月20日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

1 日 時 平成27年 3 月27日（金）午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議第 8 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について